

コトパンジャン・ダム裁判（控訴審）に対する意見書

村井吉敬（早稲田大学アジア研究機構教授）

目 次

はじめに—わたしの立場—	2
1. コトパンジャン・ダム訪問—不安な予感—	4
2. 第一審判決について	7
① ODAをつくりだすの日本—相手国内政問題ではない—	7
②住民に知らされぬ日本のODA—サグリン・ダムの場合—	12
3. 被害の予知と3条件について	17
① スハルト体制と強引な開発	17
② 融資の3条件	22
4. 被害の実態とその認定	25
① 久保康之さんの調査	25
② 米倉等さんの調査	28
③ アンダラス大学の調査	29
④ JBICによるSAPS	31
⑤ カリミ・中山の裁判のための調査	33
被援助国住民への偏見と被害の認定	37
5. ODA実行者の道義的・法的責任	39
さいごに—国境を越える責任—	41
参考文献	41
村井吉敬履歴・研究業績	45

2011年12月12日

村 井 吉 敬



はじめにーわたしの立場ー

わたしはインドネシアを中心に、広くは東南アジアの社会経済を研究してきた地域研究者です。大学(上智大学および早稲田大学)で教員を三十数年間務めてきた一方、市民の立場からさまざまな NGO 活動にも参加してきました。

そもそも ODA (政府開発援助) に関心を持ち始めたのは、1975 年にインドネシアに留学（文部省アジア諸国派遣留学生制度にて 75 年 2 月～77 年 2 月、インドネシア共和国国立パジャジャラン大学に留学）して以降のことです。

留学先のインドネシア、西ジャワ州バンドゥン市で、当時その地に、JICA（当時は国際協力事業団）の専門家として駐在していた何人かの日本人技術者から、日本の ODA についてさまざまな話を聞きました。ODA は国民の税金や郵便貯金あるいは厚生年金を、発展途上国で使い、途上国の困窮状況を救うという理念があることは理解していましたが、JICA の専門家から聞いた話は、それほど美しいものではなく、むしろずいぶん無駄の多い事業であることを感じました。

その留学から帰って以降も、特にインドネシアの ODA 問題に関心を持ち続けました。いくつかの ODA プロジェクトについては、被援助国インドネシアの側、特に市民団体・NGO から問題点が指摘されました。わたしが、インドネシアほか被援助国の NGO からの要請で、具体的に深く関心を持つようになった主なプロジェクト（コトパンジャン・ダムを除く）にはつぎのようなものがあります。（年次は取り組み始めた年）

- ① アサハン水力発電アルミ精錬プロジェクト（インドネシア・北スマトラ州、ダム建設およびアルミ精錬）1979 年
- ② ボロブドゥール・プランバナン史跡公園プロジェクト（インドネシア・ジャワ島中部、遺跡周辺の公園化 1983 年
- ③ 林道建設（東マレーシアのサラワク州 JICA 融資）1987 年
- ④ 国立航海技術訓練所拡充計画（フィリピン・レイテ島）1988 年
- ⑤ クドゥンオンボ・ダム（インドネシア・中ジャワ、輸出入銀行融資）1989 年
- ⑥ マグロ漁港建設プロジェクト（インドネシア・バリ島、漁港の建設）1990 年
- ⑦ レムチャバン漁港建設計画（タイ）1990 年
- ⑧ サグリン・ダム・プロジェクト（インドネシア・西ジャワ州、ダム建設）1991 年
- ⑨ レムチャバン漁港建設計画（タイ）1990 年
- ⑩ サルダル・サロバル・ダム（インド）1990 年
- ⑪ ジャカルタ・クマヨラン空港跡地利用計画（インドネシア・ジャカルタ）1991 年
- ⑫ ビリビリ・ダム（インドネシア・南スラウェシ）2003 年

わたしの基本的な立場は、被援助国の住民から日本の ODA プロジェクトについてクレームがあつたり、批判があつたり、被害があつたりした場合にそのプロジェクトを調べ、住民にその ODA プロジェクトの詳細を知らせるということである。また、日本国内では、市民に訴えるとともに、研究成果として学術誌、諸雑誌などに発表するとともに、時には国会議員を通じて質問をするなどの活動も行ってきた。

個人的に出かけて調査することもあれば、仲間とともに調査することもある。仲間というのは、1986 年 9 月に組織した市民団体「問い合わせ直そう援助を！市民リーグ」(REAL)、こ

の団体は ODA 調査研究会と改称（1988 年）、さらに地域自立発展研究所（IACOD）になり（1994 年）、2000 年まで活動していた。1986 年から 2000 年までの 10 数年の間、わたしの ODA 調査は以上の NGO の仲間、そしてインドネシア、フィリピン、タイなど被援助国の市民団体、NGO、住民などの協力によってなされてきたのである。そして ODA について論文、単行本を多数発表してきている。主なものだけ以下にあげる。

（著書）

- *『誰のための援助？』村井吉敬・甲斐田万智子、岩波書店（岩波ブックレット）1987 年
- *『無責任援助大国ニッポン』村井吉敬・ODA 調査研究会、JICC 出版局、1989 年
- *『検証ニッポンの ODA』村井吉敬（編著）、学陽書房、1992 年
- *『スハルト・ファミリーの蓄財』村井吉敬・佐伯奈津子・久保康之・間瀬朋子、コモンズ、1999 年
- *『徹底検証ニッポンの ODA』村井吉敬（編著）、コモンズ、2006 年
- *『グローバル化とわたしたち』村井吉敬著、岩崎書店、2007 年、pp.1-170

（論文）

- *村井吉敬「要請主義をめぐって—「援助」のしくみと実態ー」『世界』1986 年 4 月号、152-165.
- *村井吉敬「外務省の ODA 理念を問う」『世界』（1992 年 6 月号）、315-324.
- *村井吉敬「民間支援活動と ODA—旧き国益觀からの離陸ー」『軍縮問題資料』第 177 号（1995 年 8 月）16-21.
- *「東南アジアの開発と環境問題」安成哲三・米本昌平編『講座地球環境学 2 地球環境とアジア』岩波書店、207-233、1999 年
- *「国際NGOの行方：20世紀システムの破綻と21世紀への模索」『岩波講座世界歴史 27 ポスト冷戦から21世紀に』岩波書店、239-258、2000 年
- *「わたしたちの提言：ODA 基本法の制定を早急に」藤林泰・長瀬理英編著『ODAをどう変えればいいのか』コモンズ、266-275、2002 年
- *「地域と余所者の支援」村井吉敬、新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力』（上）コモンズ、227-249、2005 年
- *「グローバルな開発、ナショナルな開発そして紛争：インドネシアから考える」『貧困・開発・紛争』（地域立脚型グローバル・スタディーズ叢書 3 所収）、上智大学出版、2008 年、pp.15-49.
- *「政官財 ODA から地球市民による民際協力へ」藤岡美枝子・越田清和・中野憲志編『脱「国際協力」』新評論、37-61、2011 年.

わたしの基本的なスタンスは、調査研究そのものはどの立場に偏することなく客観的に行うが、そもそも前提は日本の ODA を被援助国住民の立場に立ってみるという点にある。日本の ODA 評価は外務省が毎年実施しているが、多くのプロジェクトは在外公館や関係省庁が行っている。第三者評価はまだ一般的でなく、その第三者の選定が ODA 実施者によってなされるので公正な評価は期待できない。

2011 年東日本大震災にともなう福島原子力発電所の事故で、さまざまな検証が行われてきているが、最大の問題は原子力発電を行うものと、それを評価・監視するものが利害とともにし、監視の役割をまったくといって良いほど果たしてこなかったことである。ODA についてもまったく同じことがいえる。ODA 実施現場は海外にあり、そもそも監視の目が

届きにくい、そして実施者は名目的であれ被援助国政府である。いわば「密室」の中でプロジェクトが進行するといえる。この「密室」に光を当て、内容を監視する役割は、当面は援助国および被援助国の市民である。こうした立場からこの意見書を記したい。

1. コトパンジャン・ダム訪問—不安な予感—

いまからおよそ 18 年前の 1993 年 8 月、わたしは植音響くコトパンジャン・ダムの工事現場を訪れた。居住地がダムの湖底に沈んでしまう一部の住民は、すでに住居移転をしていた。熱帯林が刈り取られ、焼き払われ、煙が上がっている移転地もあった。

住民の移転は決してスムーズに推移したわけではなかった。わたしが訪問したプロウ・ガダン (Pulaugadang) 村はすでに移転から一年経っていた。しかし、つぎに訪れたバトゥブルスラト (Batubersurat) 村では移転が進んでいなかった。村にはいると水田が続く。刈り取り前の稲がたわわに実っていた。夕闇迫る中、ある家に村の長老たちが集まり、移転させされることに不満を述べた。曰く。

「補償が十分でない。わたしたちはまだ受け取っていない。たとえば、この家は SP(semi permanent4、半恒久 4)と分類された。その分類での補償は低すぎる。そのように低い評価では納得できない。役人が机の上だけで計算している。遠隔地のゴム園 (kebun karet) などは 1 平米たったの 30 ルピア (1993 年当時のレート、1 米ドル=約 2,000 ルピア=約 110 円) この家でも、敷地は 1 平米 550 ルピアだ。田圃については、ここの住民は 1 平米 750 ルピアを要求しているけど政府はいまだに回答をしていない。ココヤシ一本は 4500 ルピア、実をつけるココヤシなら一週間に 1 万ルピアを市場で稼ぎ出せる。わたしたちは移転に同意はしているが、まだ誰も移転していないし、補償金をもらった者もいない。この村には 600 世帯ほどである。まだ、一銭たりとも補償金はもらっていない。正当な補償の評価がなされない限り移るつもりはない。ジャカルタの OECF (経済協力基金) の役人が来たことがある。しかしこの住民との対話は一切ない。見ただけだ」

旧バトゥブルスラト村はいまや湖底にある。やがて、住民たちは日本政府 (JICA)、東電設計を提訴することになった。住民たちは補償が十分でないことを訴えていた。わたしがコトパンジャン・ダムの現場を訪れたのは 1993 年 8 月のことであるが、「コトパンジャン・ダム問題」は、インドネシアの住民と NGO がすでに問題視しており、91 年 9 月 4 日に住民代表と NGO のスタッフが、日本大使館員と話し合いの場を持っている。そして住民代表と NGO スタッフは、その後日本を訪問し、実情を訴えている。わたしは 9 月 13 日、千葉県船橋市の勤労市民センターで開催されたコトパンジャン・ダムの実情を訴える会に出席し、ダム現場の実情を住民の肉声を通じて初めて知ることになった。

コトパンジャン・ダム問題と関わることであるので、インドのダム建設問題にも触れておきたい。インドネシア住民がコトパンジャン・ダムの実情を訴えに来日した 1 年前の 1990 年に、OECF が、インド西部ナルマダ川のサルダル・サロバル・ダム計画に対して融資を中止するという決定を行っている。水没地住民 (10 万人といわれる、少数民族住民が多数いる) の激しい反対運動が起き、国際的にも大きな支援運動が展開された。こうし

た内外の反対運動の高まり、世銀のずさんな環境調査、インド政府の移住・補償計画の不備などを前にして、6月に日本政府は同計画への追加融資の中止を決定した。また、インドネシアのジャワ島中部のクドゥンオンボ・ダムも世銀と日本輸出入銀行の協調融資がなされているが、同ダムも水没住民の抵抗運動が当時は続いていた。当時は、ダム建設と住民移転、補償問題あるいは環境問題にOECFは真摯に対応せざるを得ない雰囲気が醸成されていた。

それは、当時、日本政府（海外経済協力基金＝OECF）が、このダムを建設するための借款説に3つの条件（後述）をつけていた事実にも反映されている。わたしはコトパンジヤン・ダムの現場を訪問する前の1991年8月ないし9月に、日本の新聞を通じてその条件のことを知った。そして多少なりとも住民の要望に応えてくれるのではないかと期待した。

しかし残念ながら、先に紹介したバトゥブルスラト村の住民にとって、この3条件、特に、移転の同意、移転補償の合意、は必ずしも十分に取りつけていないことが分かった。バトゥブルスラト村以前に訪問したプロウ・ガダン村から移転をし、移転地で小さな雑貨店（イワシのトマト煮缶詰、味の素、卵、セッケン、インスタント麺、コンデンスマルクなど）を経営しているアブドゥル・ハミドさんと、妻のアニザさんに話を聞いた（1993年8月12日14:55）。

「以前の村からここに移ったのは昨92年8月29日のこと。前の村でもこのような雑貨店をやっていた。政府からの補償は家一軒だけです。ゴム園についての補償はまだもらっていない。以前はゴム林が70haもあった。ここではこの家一軒だけです。土地もここだけ。補償金が本当に入るのかどうか分からぬ。お金は一切もらっていない。ここに移って来た世帯の半分しか補償はもらっていない。わたしたちは、半分の世帯が補償をもらって移ってしまったので仕方無しに来たんです。村は全部で592世帯だった。ここに来て世帯は増えてしまった。600世帯以上になった。引っ越し費用は出た。ここでの生活は生活と呼べるようなものではない。ゴムだって50センチくらいの高さしかない。収入は明らかに低下している」

移転同意書は書いたというが、当時は国軍による脅しも頻繁に行われており、書かざるを得ない状況があったと推測される。それだからこそ、補償への不満をはっきりと語ってくれた。この住民が移転したのは92年8月末、しかしながら1991年OECFは、インドネシア政府との間に交換公文を締結し、借款契約をしている*。住民訪問からわたしが得た情報は、OECFはせっかく3条件を出したものの、それが十分に守られていないというものであった。OECFの「監視」が不十分だったことが分かる。

日本政府（OECF）の出した3条件

1990年12月及び1991年9月に、インドネシア政府との間で締結した交換公文の討議議事録及び借款契約において、本件詳細設計D/Dに定められた建設時の住民移転計画等を踏まえて、以下のような本件3条件及びその履行特約を定めた。

- ①事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること。
- ②事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること。
- ③事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取り付けられること

外務省は 1993 年版 ODA 白書で「特に住民移転については、住民との対話を重視し住民の意向を出来る限り受け入れる方向で対応を図ってきている。……・住民移転に対する移転地整備を含めた補償措置に手厚い対応がなされるようになった。」(外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助（ODA）1993』(上巻、100 ページ) と、おそらくコトパンジヤン・ダムを意識してこのような記述をしているが、住民の意識とのあいだに大きな距離がある。

93 年 8 月の訪問時に会った人をもう一人の人物を紹介しておきたい。住民でなく大学の水産学の研究者である (1993 年 8 月 14 日、リアウ大学水産学部モフタル・アフマド教授 (Dr.Mochtar Ahmad) の話(ゴチックによる強調は引用者))。

「住民の立場は、予備調査がなされた 79 年頃の時点ではダム建設に反対の立場だった。しかし、やがて政府との交渉のなかで絶対反対ではなく条件付き賛成に変わった。住民は、ダム建設に関して 17 の条件(移転によって生活水準が下がらないこと、3 年間の生活保障、補償、労働力の雇用など 17 項目の要求) を出し、政府もその条件を認めた。その書類もある。これはフィージビリティ・スタディのなされた 83 年の時点での話である。

水没してしまう 8 つの村 2 万人と、補償価格について政府との交渉がなされた。村の構造は氏族の長(kepala suku)が権力をもち、この氏族長は世襲の身分である。政府はこの長たちを公務員にとりたてることによって、村の交渉力を弱める作戦をとった。特にある長が死んだ場合には、その後の長を小学校の教員にしたりした。その結果、村民たちは賛成に回るようになった。補償価格は西スマトラ州の場合 1m² 当たり 25,000 ルピア (今のレートで約 1,200 円)、リアウ州の場合 4,500 ルピア (200 円) になった。

わたしはダムに反対していたわけではない。水産の専門家として川の魚に关心を持っていただけだ。カンバル川には鯉に似た *siprihe* という魚、*patin* というナマズなどがいて川を遡行している。これはわたしの調査でも明らかなことだ。にもかかわらず、JICA の調査ではそのような魚はいないとし、リアウ大学の水産学部の他の教師もいないと言った。

91 年のブキティンギの会議でも 17 条件を認めなければならぬことになった。村が移住させられたのは 6 カ月ほど前のことだったと思う (実際は 1 年前)。村人は果物が実るまで待ってほしいと要求したが、軍が トラックで一方的に移住させてしまった。移住させるにあたって公示はなされた。

土地の補償は住民 2 万人が対象であったのに、知らないうちに住民数が 2 万 5000 人にも増えてしまった。つまり地主が増えたのである。土地についてはバンキン県の県庁が扱うのだが、国家土地委員会(Badan Pertanahan Nasional=BTN)で勝手な地主を作り出したのだ。今まで 4ha だった地主が 2ha に減ってしまった例もある。このため補償を十分受けていらないものが出たのだ。

私たちは、住民が生活できるようにと時間のかかるゴムに替えて、野菜の栽培を提案し、その栽培をNGOと一緒にやる計画を立てた。しかし、州政府・州開発庁はNGOがこの新しい移住地域に入ることを禁止した。だから野菜の栽培技術を住民は学ぶことができない。その上、県知事は住民が新しい植物を植えてはいけないという命令を出した。一体土地は誰のものなのか。私はかまわずに植えてしまいなさいと言った。

OECF視察団が来た後(93年6月)、地元の新聞や、さらには全国紙も、OECF談として、コトパンジャンの補償支払いは最もよいやり方でやっており、その運営も良い、これからのモデルケースになるものだ、と報道した。これはOECFがそう言ったのか、それとも州政府スポークスマンの発言なのかは分からぬ。OECFはそのレポートで私がダム反対者だと言っている。しかし私はOECFと一度も会ったことはない。

私も、村人もいまは反対なのではなく、政府が初めに約束したことを見守らないから問題にしているのだ。村の住民は何百年もかかって生活を築いて来て、いまやっと生活ができるようになった。約束違反をして住民に犠牲を強いる。責任は一体だれにあるのか。このままいけば住民が貧乏になった責任は日本にあるといえる。わたしはそう言いたい。

その上、住民はいまや借金生活をし始めている。銀行が補償金を担保に農民に金を貸し、TVや自転車やオートバイ、パラボラアンテナなどを買わせたからだ。消費財で農民はますます貧乏になっている。

政府は開発のためには犠牲もやむを得ないとしているが、私は反対だ。平和がなければいけない。なぜ住民が犠牲にならなければいけないのか。OECFはコトパンジャン・ダム融資の3条件が守られていないことを真剣に考慮すべきである。この3条件は住民側の17条件と深くかかわっている。もう一点は、問題はただカネだけではないということだ。自分の足で生きられなくなってしまうことがいけない。コミュニティ・ディベロPMENTが大切だ。

私はここの新聞やメダンの新聞によく書いているが、コトパンジャンの問題については書けない。私の立場も危険があるので、万一に備えてジャカルタの人権擁護センターとも常に連絡できるようにしてある」

モフタル教授の発言は政府側のものではない。住民そのものの発言でもない。このダムにより犠牲になった河川（カンパルカナン川、カンパルキリ川）の水生生物を研究してきた水産専門の学者である。その学者が住民の犠牲を訴えている。そして3条件が守られていないことを告発している。

わたしはコトパンジャン・ダムの工事現場とその湖底に沈む村の住民を訪問し、その将来を不安視せざるを得ない心境になった。

2. 第一審判決について

① 「ODAをつくりだす」日本一相手国内政問題ではない

インドネシア国民であるアビドゥル・アジズほかを原告に、日本政府・JBICおよび東電設計を訴えた裁判（以下、コトパンジャン裁判とする）は、初めて被援助国住民が援助

国である日本政府及び企業を訴えるという歴史上画期的な裁判であった。

しかしながら、東京地裁の判決（2009年9月10日）は、日本側の損害賠償責任をまったく認めない日本政府および企業の側を一方的に擁護するもので到底納得できるものではない。原告の主張のほとんどすべてを被告側だけの主張・証拠をもとに否定するやり方は、はじめに結論ありきの判決で、まったく納得できないものだった。

ODAでは援助国である日本側は裁かれる妥当性がないというのがすべての前提になっているといえよう。裁判は日本政府を擁護するだけの茶番としか言いようがなく、原告をここまで馬鹿にした話はない。ODAを実施するのはODA供与国（ないし国際機関）と、ODA受け入れ国双方である。ODA供与国が実行しない限りODAは成立しないということを考えれば、援助国が裁かれる妥当性がないという論理そのものは成り立たないということをまず言わなければならない。

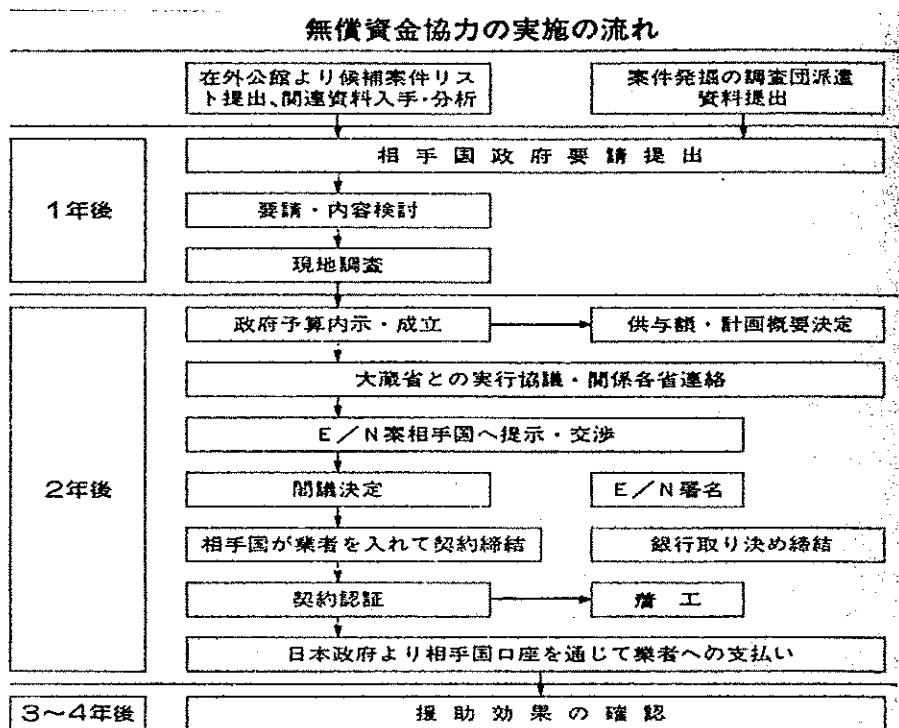
最大の問題は、非自発的移住（立ち退き）とその被害については、援助当事者である日本政府と企業に責任はなく相手国国家・政府が一義的に責任を負うとした点、そして融資の際の3条件は法的な拘束力を持たないとした点である。極論を言えば援助の結果、人が死のうが殺されようが、それは援助を受けた国の責任であるといえる論理であり、それだったら援助をやめるべきである。日本側の「注意義務」が、何の拘束力もないのならそれが融資契約の条件にしたこと自体矛盾している。

以下、ODAによる被害は一義的に被援助国が責任を負うべきであるとする東京地裁の判決に対してのわたしの見解を述べる。

ODAはそもそも国境を越えた国際的な行為であり、援助国が、援助対象地域住民の被害に無関係であるとする論理は責任逃れの一方的なものである。その理由は、通常ODAプロジェクトの策定は援助国（この場合、日本）の企業（コンサルタント企業、商社、ゼネコンなど）および政府機関（JICA、JBIC）が関わることなしには成り立たないので、ODAの実施は相手国内政問題とする論理はおかしい。

わたしは1986年、フィリピンで日本の援助疑惑が明るみに出たとき、日本のODAはしばしば、日本側が働きかけて実現することを関係者の証言で明らかにした。その一部をここで再現する（村井吉敬「要請主義をめぐって—「援助」のしくみと実態ー」『世界』1986年4月号、152～165ページ、官公庁の名称は当時の名称、強調は引用者、引用箇所は2字下げ、以下同じ）。

「「援助をして欲しい」と誰が言っているのか。政府開発援助は国家間でなされるものだから、援助の要請をするのは相手国政府であり、それは具体的には、在外日本公館なり在日相手国公館を通じて相手国政府が日本政府に要請するのである。それを受けるのは外務省である。二国間援助の三つの大きなカテゴリーとして無償資金協力、技術協力、直接借款（プロジェクト借款、商品借款など）がある。これらが行政レベルで、どのような経路で決定、実施されるのかについては、その形態によって異なり、また、これらが組み合わされることもあり相当に複雑である。ここでは無償資金協力の実施過程を図示（下図）し、簡単にその流れを追うことにする。



(出所)外務省監修・渡辺美智雄編『国際協力ハンドブック』国際協力研究会、1983年、第2版。

無償資金協力でも技術協力でも、また借款の場合でも、共通しているのはまず相手国からの要請があるということである。この要請については後述するが、要請すなわち相手国の自発性の発露と言えないことがままある。無償資金協力の流れを示した図2の最上部に「案件発掘の調査団派遣」というのは、相手国に要請を出させるため日本側がプロジェクトを「発掘してあげる」ということでもある。要請は外務省で検討され、もし採択を決めるとき現地調査が行われる。通常、国際協力事業団（JICA—外務省所管）が事前調査団を派遣し、その後、民間のコンサルタントを含む本格調査が行われる（基本設計調査）。これをもとに外務省は関係省庁と連絡をとりつつ、大蔵省と実行協議（内容、額について）をする。そして相手国との具体的な交渉を行い、交換公文を提示する。交換公文締結は閣議決定事項で、先にも述べたように国会の承認を必要としない。

交換公文が締結されて初めて国民はその内容を知らうと思えば知ることができる（官報を通じて）。交換公文には贈与額、使用期間（当該年度末まで）、供与対象（通常は日本の商品およびサービス）などが内容として取り決められる。また、契約は相手国政府（または政府指定当局）と原則的に「日本国民またはその支配する日本国の法人」との間で締結されねばならないとされる（タイド）。近年、援助のアントラジ化が少しづつ進んではいるが依然として、日本業者のみ契約に加われるタイドが一般的である。したがって、一般無償協力というのは、契約をとった日本企業からすれば、政府が税金で支払いを保証してくれる商品・サービスの販売にほかならない。

交換公文締結後、無償資金協力は実施段階に入る。どの日本業者を選定するかは一般競争（入札）を原則としている。同時に、相手国政府は日本の援助金を受け入れる

口座を開設、日本の外国為替銀行との間で銀行取り決めをする。こうした諸契約を適正と認めた場合、日本政府が契約を認証し、支払いが履行される。なお 78 年以降、技術協力と密接に関連する無償資金協力は国際協力事業団が実施している。

授助の中で、額として一番大きな円借款の場合、企業による“持ち込み”がかなり多いと言われる。もちろん、ここでもタテマエは要請主義であることに変わりはない。円借款と無償資金協力との違いは、要請案件が受理可能と外務省が判断した場合、供与形態、金額、金利、償還期間等を盛り込んだ外務省案が、大蔵、通産、経企庁、外務の四省庁で協議されるところにある。また円借款を主要に管轄するのは海外経済協力基金（経企庁が監督官庁）で、贈与案件よりはるかに大きな金額を扱っている。しかし大きな借款といえども、国民は交換公文締結までその中味を知ることができない。カネを貸すという業務の性格上か、海外経済協力基金は“口が固い”機関と言われている。

インドネシアで 76 年 1 月に設立されたインドネシア・アサハン・アルミニウム株式会社は、インドネシア政府と日本アサハン・アルミニウム株式会社との合弁会社である。インドネシアの水力とボーキサイトを利用してアルミ精錬、その販売、輸出を行わんとして設立された会社である。この会社がその事業を実施するにあたって、日本政府の巨額な援助が支出された。所要資金 4110 億円のうち、65.5%、2691 億円を日本政府が負担した。海外経済協力基金はインドネシア政府に 616 億円の円借款と、日本アサハン・アルミへ 341.5 億円の出資をしている。1000 億円に近い。だが、その詳しい使途を知っている日本人が何人いるだろうか。このアサハン・アルミ・プロジェクトも溯ってみれば、電力費高騰に悲鳴をあげていたアルミ業界の活路として実施されたと言えるようなプロジェクトである。巨額な円借款が日本企業を潤す目的で用いられているとしたら、そもそも援助などとは言えないだろう。

円借款を日本企業がいかに「要請」しているのか、その具体例を見てみよう。

A さんとしておこう。A さんは重機械メーカーの B 製作所でつぎのような体験をした。数年前のことである。この会社には政府関係の仕事（官需）を担当する課がある。商社などでは ODA を扱う経済協力部というような部署がある。A さんは官需担当営業マンであった。当時、通産省は資源再生の大型プロジェクト「スターダスト 80」を実施しており、工業技術院と連携し、生ゴミから肥料、古紙からパルプ、プラスティックからガスを回収できるようなプラントを開発し、実用段階に入っていた。B 製作所は通産省に特許料を支払い、そのプラントを自社製品として販売することになった。通産省もプラントのパンフを作成し海外に、バラまいており、外国からも引き合いがあったという。フィリピンで営業している日本の C 商社がこのプラントに目をつけ、円借款に乗せてフィリピンで売り込みをしようとした。C 社は大手総合商社ではなく専門商社といわれる商社で、フィリピンで特に活動しているようだ。C 商社はマルコス大統領にも会い、マニラのゴミ問題解決には頗ってもないプラントで、しかも通産省が開発したものだから援助（円借款）の対象になりやすいと言って売り込んだという。金額も 50 億円ほどで円借款一件当たりの規模としては“適当な額”だった。

B 製作所側でもこの話に異存はない。重役がマニラに何度も出かけマルコス大統領

にも会ったという。円借款に乗せる大義名分は「マニラ市のゴミ問題を解決すると共に、再生資源を生み出し産業振興を図り、近郊農業発展に役立たせる」というものである。

このためのフィージビリティ・スタディ（実施可能性調査・F/S）が行われることになり A さんも加わることになった。一民間会社の製品売込みの調査ではなく、円借款に乗せる手続きである。だから、この調査団は準公的性格を持たせるためにプラント輸出振興のために通産省の肝入りで設立された公益法人の派遣という形をとった。この種の公益法人はいまや山のように存在し、政府の補助金を受け援助の尖兵ないし、民間と政府の橋渡し役となっている。幹部には天下り役人や財界要人が顔を並べ、予算折衝がやりやすいような仕組みになっている。A さんたち調査団のフィリピンでの受入れ機関はメトロ・マニラ、知事はイメルダ・マルコス夫人、副知事はマタイ氏である。なお、イメルダは当時、居住・環境大臣も務めていた。メトロ・マニラの環境衛生センター（ESC）というのが実際の提携相手であるが、決定権は实际上、マルコス夫妻と親しいマタイ副知事が握っていたらしい。そして援助プロジェクトのどれを日本に要請するかは NEDA（国家経済開発庁）がそのリストを作成する。

A さんらの調査団は一ヶ月間の調査を実施し、最終的に分厚い英文報告書を作成した。「相手の気をひくには、F/S 報告書は何が何でも厚いものが良いのだ」ともいわれた。メトロ・マニラのゴミ収集関係のデータを集め、それをもとに生ゴミから肥料を造成するプラント導入が「適切である」との結論を当然ながら出す。その報告書はメトロ・マニラ市当局から NEDA へと回り、それが取り上げられるような工作は前記 C 商社に依頼した。ただし、このフィクサーともいべき C 商社は、再日本の外務省や OECF 筋には評判が芳しくないらしいので、表向きの取扱いは九大商社に委ねるという形をとった。日本政府筋への働きかけは大使館駐在の通産省からの出向外交官、ジェトロ（日本貿易振興会）駐在員を経由し、大使そして外務省本省へと上ってゆく。こうした働きかけを、彼らのあいだでは”注射”と呼んでいた。

B 製作所は通産省と密接に連絡しつつ、OECF の監督官庁たる経済企画庁にも”注射”を依頼した。NEDA のロングリストのかなり良い順位までこのプロジェクトは乗せられた。

しかし結局、このプラント売込みは失敗してしまった。四省庁協議に乗れば、それはほとんび決定に近いが、そこまではいかなかつた。競争が厳しかつたと言える。

たとえばフィリピンへの円借款予算が年 700 億円、一件平均 50 億円としても、そこにオファーが 100 件以上も来れば競争率 7 倍、実際はそれ以上になるだろう。各商社は援助取り込みのため懸命に動いている。援助受け入れ国の政策決定者と、日本の援助実施機関への働きかけである。B 製作所はフィクサーを充分につかみきれなかつたのか、それとも”注射”が足りなかつたのか、ともかくも敗退した。「ミッションつていっても私たちは未熟だったんでしようね。年齢もみんな若かったし。それでも出張費は 1 日 10 万円にもなりましたね。噂だから分りませんけど、援助の事業費の 3 割ほどはどつかにいっちゃんうって言われてますよ。日本でやれば 30 億円という場合、それをコンマで割るんです。それが事業費でございますと見積りするわけ、それを基

準に円借款が始まるということです。現地の人なんか、まったく関係ないですね。…
…大体、ゴミ処理の機械なんか持ってっても経済的に駄目なんですよ。リヤカーで引
つ張った方がいい位ですよ。こんな馬鹿な商売ないと思いましたね。日本でだって経
済性がないプラントですよ。3年と持たないでしょう。施設が壊れたらまずどうしよ
うもないでしょう。

会社っていう世界では援助というのは商売だって考えています。日本で公共事業を
やるかわりに、たまたま外国でやるだけですよ。もちろん日本での公共事業はそれなり
に厳しいチェックがあるから、それより楽ができるわけですがね。この国のために
なるとはいっても、ホンネは商売だと思っていますね。リスクが少ない商売というよ
り、援助に乗せなければ売れないもんを援助に乗せるとも言えるんじゃないでしょうか。
無償の場合はおそらく完全にそうでしょう。だから、無償っていうのは借款よりも
もっと考えもんですよ」

1980年代当時、日本のODAは「要請主義」といわれ、相手国政府からの「要請」に基
づいて援助が実施されると言っていた。しかし上記のように、その「要請」を作り出す
のが多くの場合、日本のコンサルタント会社や商社やメーカーであったのである。やや大
げさに言えば、ODAをつくりだしているのは日本政府であり、日本の企業なのである。自
分でプロジェクト案件を「発掘」し、相手国をそこに乗せて要請させるのである。このよ
うに発掘され、実施されるODAが住民に被害を及ぼすようなことになっても「相手国國
家・政府が一義的に責任を負う」と公然と言い放つことができるのだろうか。倫理的にも
許されることではないのではないか。」

②住民に知らされぬ日本のODA—サグリン・ダムの場合—

援助で被害が予想される地域の住民(この場合にはインドネシアの一般住民)は、その援
助案件の策定にまったく関与しておらず、ある日突然、天から降ってわいてくるのがODA
プロジェクトである。わたしは、コトパンジャン・ダムを訪問した(93年8月)2年前の
1991年8月29日に、おなじインドネシアの西ジャワ州のサグリン・ダムを訪問したこと
がある。このダムも日本政府の借款で建設された(世銀が協調融資)。立ち退き住民が補償
に納得せず、インドネシア政府を裁判で訴えたケースで、コトパンジャン・ダムと非常に
似通ったケースである。

そこで住民たちはダム建設をいかに知らされたのかを見てみよう。このことは、1995
年および1996年にトヨタ財団の助成によって(トヨタ財団研究助成B2)おこなわれた調
査研究「ODAの大規模開発がもたらす住民強制移住問題に関する調査研究」によても明
らかにされており、村井はそのことを環境経済・政策学会編『アジアの環境問題』東洋経
済新報社、1998年の中に記述している(村井吉敬「大型ダムのつくられ方—インドネシア
西ジャワのサグリン・ダムをめぐって」1998年、83-97頁))。一部を引用する(ゴチック
による強調は引用者)。

「西ジャワの山中に源を発し、ジャワ海に流れ込むチタルム川を堰止め、首都圏や
西ジャワ地域に電力を供給するだけでなく、灌漑面積を増やし、コメの生産をあげよ

うと思いつく開発プランナーや河川土木事業者はどこにでもいるはずである。この川はサグリン・ダムがつくられる以前、すでに 1970 年代には中流域にジャティルフル (Jatiluhur) ダムという巨大ダムがつくられている（総貯水量 34.3 億 m³、最大発電力 150MW）。また、サグリン・ダムとジャティルフル・ダムの間には、サグリンよりやや遅れてチラタ (Cirata) ダム（総貯水量 19.2 億 m³、最大発電力 500MW）が建設されている。それほど、このチタルム川の流水は期待されてきたのである。

インドネシアの西ジャワ地方紙 (*Pikiran Rakyat*、1985 年 2 月 14 日)によれば、1972、73 年頃に、OECF がすでに、サグリン・ダムのプロファイ（プロジェクト・ファインディング）をしていたとある。これが正確なものかどうかは不明である。しかし、OECF の背後で日本の企業（コンサルタント会社）がそのような動きをしていたとしても不思議なことではない。同紙はまた、IDA（国際開発協会、世界銀行グループの 1 つ）が、1975~78 年にフィージビリティー・スタディ (FS、実行可能性調査) を実施、79~80 年に OECF が詳細設計をしたとある（実際には、日本のコンサルタント会社ニュージェック (New Jek) が設計をしている）。少なくとも後段は事実であろう。ダム建設の先鞭をつけてきたのは、多くの場合、私企業（この場合日本企業）であることを見逃すわけにはいかない。

1978 年 9 月 26 日に、77 年度分円借款として「西ジャワ・サグリン水力発電所」案件の E/S（エンジニアリング・サービス）16.3 億円が締結されている（通産省『経済協力の現状と問題点』1980 年度版）。日本の私企業がまず案件周辺で動き、OECF がそれに乗り、その後に、世銀（グループ）がそこに加わった、という構図が見えてくる。もちろんインドネシア政府のかかわりも強くあったと思われる。

少なくとも、世銀が融資を決め、OECF が融資を決める 1980 年には、サグリン・ダム、発電所建設は本決まりになっていたのである。「サグリン水力発電建設事業」とは、西ジャワ州、チタルム川上流に高さ 97.5m のロックフィルダムで、総貯水量 8.8 億 m³、最大有効落差 363.6m、最大発電力 700MW (175M×4 基) の水力発電所（ダム水路式発電所）を建設する計画（OECF 融資は 3、4 号機を対象）で、当初計画工期は 81 年 2 月から 85 年 9 月の約 3 年半だったが、工事開始が 81 年 5 月、完了が 86 年 5 月と 5 年を要した（海外経済協力基金業務監理部、事業報告書、インドネシア共和国「サグリン水力発電建設事業」評価報告の件、1989 年）。

サグリン・ダムはインドネシア最大規模の水力発電所だという。総工費は計画では 7.152 億ドル（実際は 6.588 億ドル）、この工費は世銀と OECF の協調融資（パラレル融資）で、OECF は 314.19 億円（約 1.36 億ドル、実行額は 291.06 億円）、世銀は 2.365 億ドルを負担し、インドネシア政府の負担が 3.64 億ドルとなっている（表 1 参照）。なお、OECF の融資対象は、水門、発電機器およびエンジニアリング・サービスに関わる部分とされた。設計コンサルタントは日本のニュージェックおよびインドネシアの Indra Karya 社、コントラクターはフランスの Dammer Travallux 社であった。

たしかに、サグリン・ダムは完成し、大きな電力を供給するようになった。石油節約量も年に 64.7 万トンになるという。灌漑面積も 7 万 ha 増えるという。だが、ここ

で問題にしたいのはそのことではない。このダムは巨大である。だからこそ、湛水してしまった世帯、湛水せざとも移住を余儀なくされた住民が大量に生まれた。そして生活環境、自然環境に大きな影響（負の影響を含めて）が出たことである。このことを考えてみたい。

サグリン・ダムの総湛水面積は 5832ha (58km²) に達する。その内訳は、屋敷地 300.7ha、水田 2525ha、畑地 2836.5ha、農園 16ha、道路 16ha、河川 155ha となっている。ダムのために立退きを余儀なくされた世帯は 1 万 664 戸 (1 万 2000 戸ともいう)、うち 3038 世帯が湛水地区住民、7626 世帯が非湛水地区住民だが、この 1 万世帯は土地、水田、畑地を失うことになる (Pikiran Rakyat, 1985.7.4)。行政区でいえば西ジャワ州バンドン県の 8 郡、31 カ村に及ぶ。土地をもたない農業労働者世帯も多数いる。つまり、1 世帯 5 人としたら、5 万人を超える人々が立ち退かなければならなかつたのである。このことは、事前にわかっていたことであり、移住問題は大きな問題としてとらえられ、それなりの対策も構想されていた。・・・中略

OECF はその事業評価報告書 (1989 年 6 月) のなかで、「本事業では、世銀の融資条件であった環境インパクト調査および水没地区住民の移転補償等、環境に関しきめ細かく対応しており、これまで環境について大きな問題は生じていない」(海外経済協力基金業務監理部、1989、事業報告書、インドネシア共和国「サグリン水力発電建設事業」評価報告の件) としている。しかし、それは本当だろうか。

移住世帯については、PLN、移住省などが加わった移住調整委員会、移住実行チームが組織され、1. 外島移住、2. ダム湖周辺農業・養殖業（内水面漁業）への転職、3. 南 Banten 中核小農園への移転就業、4. 建設労働者への転職、5. 西ジャワ州内への再定住、6. 補償のみ獲得、などオプションと目標を設定して、実施にあたった。水没約 2 年後の 1986 年末（湛水は 1985 年 2 月）と、さらに約 2 年後の 88 年 10 月時点での達成度を見ると、外島（ジャワ、マドゥラ、バリ以外の人口密度の薄いとされるスマトラ、カリマンタン、イリアンなど）移住世帯、および補償金のみを受ける世帯が、目標を過剰達成している。しかし、それ以外はかなり低い達成でしかない。補償金のみを受けるというのではなく追いつめられた選択肢であり、また外島への移住というのは、半ば強制が伴うともいわれている。個別のケースについての詳細な調査が行われていない以上、軽々しく判断はできないが、総体としてみた場合、住民が今までと同水準ないしそれ以上の生活を享受できているとはとても思えない。

人口・環境省の行ったレビューレポートでも、住民移転についてはかなり厳しい評価をしている (The Office of State for Population&Environment, 1989)。

すなわち、集水域の人口の 60% が農業に従事し、教育水準は高くない、土地への愛着度は高く、外島移住希望者は全世帯の 4% にしかならないとし、住民への影響として次の 3 点をあげている。

1. 農業生産の損失

2. 収入の減少

住民の 70% は収入の 25% を湛水地域資源に依存・湛水面より上部に住む住民のうち貧困層は 28% だったが、湛水後仕事のない場合は貧困層は 55% にも達する (2058

世帯)

3. 土地補償

補償金は多くの場合、当面の消費に使われてしまう。地価上昇のため補償費で買える土地は以前より狭小になる。農業労働者は補償金をもらえない。彼らは急傾斜の森林を切り開くが、土地や水系の劣悪化、土砂流出、洪水などが懸念される。

さらに、同レポートは、移住調整委員会はうまく機能していない、移住実行チームは、とくにうまく機能していないとしている。· · · ·

筆者はサグリン・ダムで立退き問題が表面化しているという話を、1985年当時にバンドンのNGO関係者から聞いていた。しかし、なかなかこの問題にかかわることができないままに数年が過ぎてしまった。1989年に中部ジャワで建設中のクドゥンオンボ・ダム（世銀と日本輸出入銀行の協調融資）の水没地域住民からSOSが発せられた。また、当時、インドのナルマダ川で建設中のサルバル・サロバル・ダム（世銀とOECFの協調融資）でも住民の激しい反対運動が展開されていた。さらに、1990～91年になると、スマトラ島リアウ州に建設予定のコトパンジャン・ダム（OECF融資）でも住民の移転問題が表面化してきた。

なぜこのようにたてつづけに問題が生じるのだろうか、世銀がかなり慎重に移転の問題に条件をつけた場合でも問題が起きている。構造的なことが絡んでいるのかもしれない。そう思い、1991年8月末にバンドンおよびサグリン・ダムの現場に行ってみた。そのとき初めて、住民たちが補償問題で裁判所に訴えていることを知った。そして、96年7月に再訪した。裁判は最高裁までいき、原告住民は94年3月30日に最高裁で敗訴した。ここでは裁判に訴えた住民たちの話を紹介したい。

ダムのほとりに居を構えるソマッドさんに初めて会ったのは1991年8月末のことだ。当時67歳、農民。しかし彼のたんぼはもうダム湖に水没してしまっていた。

ソマッドさんに、このダムの建設資金は日本政府の援助（融資）だと言ったら、初めて聞いたことだと言ってびっくりしていた。世界銀行の融資があったのは知っていたが、日本政府も融資していたことはまったく知らなかったという。ダムが完成して6年も経っているのに、なぜソマッドさんは抵抗をやめないのか。ソマッドさんら住民6人（R.Somad Sastrawijaya, Aceng Sofandi, Zaenal Husen, H.Ahmad, Olih Solihat, Ny. H. Armilah）は、インドネシア政府を相手どって、88年6月8日に、バンドン地方裁判所にサグリン・ダム立退き補償費が不当に安い、もっときちんと補償すべきであるとして提訴した。ダムの注水はすでに3年前の85年2月14日に行われ、発電所も稼働している。しかし、提訴した6人は補償費受取りを拒否したまま提訴に踏み切った。

ソマッドさんは言う。

「私は4ヘクタールのたんぼを持っている。国家のプロジェクトだし、世界銀行も応援している。電力は大事だと思う。でも、やり方があまりにひどい。私たち村人と何の相談もなしに決められたプロジェクトだ。土地収用委員会は勝手に収用価格を決めてしまった。法律では土地収用委員会は土地所有者と話し合い（ムシャワラ）、合

意（ムファカット）しなければならない、となっている。これは法律違反だ。政府が法律違反をしていいのか」

補償額は水田 1m²600 ルピア（約 30 円）、屋敷地は 400 ルピア（約 20 円）、市価の 8 分の 1 から 10 分の 1 でしかない。ダムに沈む総湛水面積は、先にも述べたように 5832ha (58km²) にも達する。立退きを余儀なくされた世帯は 1 万 664 戸（1 万 2000 戸ともいう）。5 万人を超える人々が立ち退かなければならなかつたのである。土地を持たない小作人や農業労働者世帯はもちろん失業してしまつた。町に出てせんべい売りをやつたりしている。土地なし労働者たちはカリマンタンやイリアンなどジャワ島の外に国策移住させられた。しかし、移住地の暮らしは並大抵なものではなく、たくさん的人が戻つてしまつた。

「私は 1981 年から闘つてゐる。初めは仲間も多かつたけど、みんな諦めてしまつた。軍の脅かしに負けた者も多い。反抗する奴はアカだといって脅かされる。支援にきてくれた学生は 1 人行方不明になつたままだ。あるとき、州知事に呼ばれた。机の上にカネがあつた。そのときはまだ立退きに同意しないのは 6 人だけだった。もちろんカネなどもらわなかつた」こうしてソマッドさんら 6 人だけが裁判に訴えたのである。

前述したように、世銀（IDA）は 1975～78 年に FS を実施し、79～80 年には OECF が詳細設計をしている。78 年 9 月 26 日には、77 年度分円借款として「西ジャワ・サグリン水力発電所」案件の E/S16.3 億円が締結されている。少なくとも、世銀、OECF が融資を決めた 1980 年にはサグリン・ダム、発電所建設は本決まりになつていたのである。にもかかわらず、家や田畠が水没してしまう住民たちがダム計画を知ることになったのは 81 年以降のことである。つまり、もう建設が決まつてしまつて補償価格も決められた後に、住民はそのことを知らされるのである。最初から、ボタンの掛け違いがあったのだ。いまさら言っても仕方ないことかもしれないが、一方的に、上から決められ、有無を言わせないのが、この国の方々だとしたら、今後、あらゆるプロジェクトも同じ事態を予想しなければならないだろう。もし住民が「有無を言う」ような場合には、ソマッドさんも指摘するように、銃剣をもつて脅かされるのである」

インドネシアでは、とりわけスハルト政権時代（1967 年～1998 年）には、不幸なことであるが多くの開発プロジェクトは上意下達、対象地域住民との対話もなければ、事前に知らされることもなかつたといえる。サグリン・ダム、クドゥンオンボ・ダム、コトパンジャン・ダムなど日本の ODA や公的資金が関わつたプロジェクトも例外ではない。人びとに事前の説明もなされることもなく、一方的に立ち退き通告がなされ、補償価格も決められてしまう。そういうやり方であることを日本政府や日本企業は知つていたはずである。とくにサグリン・ダムの場合、わたしが 1985 年にすでにバンドゥンの NGO 関係者から聞いていた。当時の新聞にも記事がたくさん出ている。またクドゥンオンボ・ダムのケースも 1989 年には住民の抗議運動が表面化しており、日本政府（外務省や JICA など）は、当然のことながら問題が生じたことを把握しており、その根源が開発の体制そのものにあることを承知していたはずである。もしさうでないとしたら、怠慢であるどころか ODA

を供与する資格すら疑われなければならない。

一方、援助相手国で、有無を言わざぬ開発方式で住民が被害を受けるかもしれないということを承知で事業を推進したのであれば当然のことながらその責任を果たさねばならない。これは子供でも理解できる論理ではないか。「一義的に相手国の内政問題」とする論理だけは撤回すべきだろう。

3. 被害の予知と3条件について

すでに述べたようにインドネシアでは1967年から1998年まで、スハルト大統領が政権の座にあり、非常に強権的な開発政策を実施してきた。コトパンジャン・ダム・プロジェクトもスハルトの強権的な開発政策の中に位置づけねばその本質を理解することはできない。その強権体制のなかで本コトパンジャン・ダムの建設が行われたことがどのような結果を生み出すかについて、日本政府も日本の企業もあらかじめ知っていたと考えるべきであろう。そうでなければ融資にあたって条件を付すなどということはあり得ないといえる。ここでは、スハルトによる開発政策を概観したのち、コトパンジャン・ダム建設で融資の条件が付されたことの意味、条件が守られなかつたらどうなるのかについて述べてみたい。

① スハルト体制と強引な開発

スカルノ時代（～1966年）を民族独立革命・国家統一の時代とするならば、スハルトの時代（1967～98年）は「開発の時代」と言える。スハルトの時代に、たしかに国民経済の規模は大きく拡大し、人びとの暮らしもある程度は豊かになった。スハルト時代の開発を少しだけ整理してみてみよう。

スハルト時代初期、すなわち、60年代末から70年代初期にかけて、インドネシアは衣食の安定的供給を、まず政策目標にした。そのため「緑の革命」（ビマス・インマス計画）と、織維工場の建設に開発政策の重点がおかれた。たしかに、人びとは食べられるようになり、着られるようになった。もちろん十分でない人もたくさんいるにしても、そのこと自体は評価されるべきであろう。人びとがそれなりに食べられ、着られ、さらにはある程度の教育を受けられ、あるいはテレビを持ち「文明」の恩恵に浴することができるようになった。だからスハルトは「開発の父」で偉大な成果をあげた、との評価がなされたといえる。

経済のパイが大きくなったのは確かである。1965年当時100ドル内外だった一人あたりGDPは97年には1000ドルにまでなった。東南アジアではシンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイ、フィリピンにつぐ位置にある。産業構造も大きく変化し、国内総生産に占める製造工業の割合は70年8.9%、80年13.6%、90年20.5%、96年24.6%と大きく拡大した。輸出品目を見るとよりドラスティックな変化が見てとれる。76年、全輸出額85億ドルのうち原油・LNG・石油製品が70.2%を占め、これに木材、天然ゴム、コーヒーを加えると87.4%にもなっていた。工業製品輸出比は数パーセントしかなかった。96年には全輸出額498億ドル、原油・LNG・石油製品の比率は23.5%にまで低下している。工業製品輸出比率が64.5%に達している。

経済危機前のインドネシアは、すでに工業国とすらいえるような水準にまでなった。

このような経済活動の拡大と産業構造の変化は、巨額な外国投資と外国援助（特に世界銀行と日本）によるところが大きい。国内的には政府による開発投資、民間企業による投資の拡大もあった。特に、大統領やそのファミリー、政府高官と結びついた華人財閥（クローニー財閥ないし政商）の成長と投資は莫大なものだった。しかしながら、外資依存体質、一部華人財閥偏重体質はインドネシア経済の姿を歪め、社会的な不満を招いたのである。対外公的債務は97年末には1330億ドル（うち公的債務は677億ドル）にも達し、輸出総額に占める債務返済額の比率は96年末に42.4%となっており、事実上、IMFからの融資なしに経済運営は不可能になったのである。

では、製造業部門の成長は健全なものだったのだろうか。製造業の輸出を支えた主要部門は繊維、木材製品（主には合板）、ゴム加工品、電子電機製品、加工食品、パーム油などである。とくに繊維製品が輸出伸張に大きく貢献してきた。しかし、97年以降の政治・経済危機によって、最近では繊維製品、電子電機製品とも競争力をなくしてきている。合板やパーム油は熱帯林破壊の上に成り立った製品である。パーム油生産は森林火災とつながっている。

無謀な工業プロジェクトもたくさんある。大統領の三男に脈絡なく特権が与えられ、国産車ティモールの生産が始まられた。これは韓国の起亜（97年7月に倒産）と組んで、完成車を輸入したにすぎないプロジェクトであった。国内外から失笑と非難の声が聞こえただけの無謀なプロジェクトであった。スハルト元大統領のおぼえでたかったハビビ研究・技術担当大臣（当時）による航空機生産も、無駄の多いプロジェクトといわれてきた。大統領ファミリーはありとあらゆる部門に顔を出し、特権的に利権を享受できるシステムができあがってしまっている。公私の境目すら見えなくなっているのがインドネシア経済の偽らざる姿だったのである。

エコノミストたちは、タイで通貨金融危機が始まったあとに、インドネシアはタイに比べれば、経済の「ファンダメンタルズ」が良好だから、タイほどひどいことにはならないと予測していた。しかし、少しでも社会や政治の分析をしてみれば明らかなことだが、独裁的体質、政治腐敗、民主主義・人権の抑圧、貧富の格差など、相当に深刻な状況があったことにエコノミストらは見ようとした。

表面的にマクロ経済のパフォーマンスで、開発の成果を語るだけでは、インドネシアの真の姿は見えてこない。権威主義政治による抑圧的・暴力的開発、外資依存体質、腐敗・癪着・縁故主義（KKN）、これらが実はインドネシアの開発の底流にあったことを見ないわけにはいかない。以下、「開発の現場」をみると、その「ゆがんだ開発」の体質を見てみよう。

「開発の現場」で起きたことを少しでもみると、スハルトを、あるいはスハルト政権を手放しで礼賛してすむものではないことがすぐに分かる。スハルトが推進した「開発」は、経済格差、環境破壊、対外依存などさまざまな問題を生みだした。

子ども、少女、女性、先住・少数民族、教育を受けられなかつた人たちなど、いわゆる社会的な弱者が開発から取り残されるだけでなく、開発の犠牲にされている。開発の道筋に邪魔になる「夾雑物」を押し退け、取り除くために軍隊が動員されてきた。軍自体も「開発」からの恩恵を受けてきた。

「開発」はみんなを幸せにするという普遍主義の装いを凝らしてはいるが、実際のところ「夾雑物」の側からすれば「開発」は、固有名詞を持った大きな会社（時には個人名の分かれる有力者）、中央・地方政府、軍、多国籍企業なのである。「夾雑物」から見れば「開発」はその固有名詞を持った人びとに利するもので、自分たちはおこぼれに与はあるかもしれないが、最後はその「開発」ゆえに殺されるかもしれない代物なのである。スハルトの時代、「開発」に異議を唱えたり、反対することは、場合によっては死を意味した。この開発の暴力性、非民主性をここではみてみる。

インドネシア第二の都市スラバヤは華やかな成長を遂げつつある大都市だ。ジャカルタとおなじように、町の中心のショッピング・センターにはありとあらゆる商品が溢れ、公務員の給料(初任給でせいぜい 1万円程度)の何十倍もするブランド品が陳列されている。道路にはクルマが氾濫し、横断するのは命がけというほどだ。この町の郊外に時計を製造するスイス系の合弁会社があり、そこで働く労働者が 93 年に賃上げのストライキをした。日給 1700 ルピア(当時のレートで 90 円)という圧倒的低賃金の改善を求めてストライキに入った。1700 ルピアを 2200 ルピアに値上げして欲しいとの要求で、法定最低賃金(115 円)を守れというささやかな要求でしかなかった。

にもかかわらず軍がこの争議に介入、軍に呼ばれ退職をさせられ、謝罪した労働者は 13 名にもなった。ほんの 20~30 円の賃上げを要求したにすぎない。にもかかわらず、この争議には軍が介入し、自発的に組織した労働組合の幹部は解雇され、あまつさえ、マルシナという女性労働者は、軍に連行され、性器に異物を挿入された遺体で発見された。日本では、あまり報道もされなかった。しかし、この事件は、国際的な関心を呼び、アメリカ政府はインドネシアに労働条件の改善を要求している。

マルシナのケースは氷山の一角と言えるものだ。1 日 100 円にも満たない賃金で働く膨大な数の「近代的工場」の労働者がいる。めざましい工業化、輸出振興、脱石油経済の背後には、こうした事例は山のようにある。スラバヤやその周辺、そしてジャカルタを含んだジャボタベク地域(ジャカルタ、ボゴール、タンゲラン、ベカシ)は目覚ましい工業化を遂げつつあると言える。ジャカルタのブロック M、プルマタ・ヒジョー、ポンドック・インダーなどつぎつぎに高級住宅街が開発され、そこには御殿のような家が建ち並んでいる。中部ジャワの貧困家庭から雇われているお手伝いさんが一軒の家に何人も働き、ブルがありクルマも何台もある。

しかしこうした繁栄・榮華の影にはマルシナのように 1 日 100 円稼ぐのがやっとという労働者や物売りや失業者の群がある。やはり工業振興の陰に、このようなこともある。国際的ブランドで、日本では若者がプレミアムつきの法外な値段で話題になったナイキ・スポーツ・シューズの工場の話である。このスポーツ・シューズは、かつては台湾、韓国などで製造されていた。しかし、労賃の安さゆえに、ジャカルタ周辺の工場でつくられるようになった。ベトナムや中国も進出先になっている。ナイキ・ブランドは、インドネシアではタンゲラン周辺で、台湾や韓国系の企業が生産している。ここはマルシナのつとめていた企業とおなじく、極めて厳しい労働条件で争議が絶えない。現場の労働者はほとんどが地方出身の若い未婚女性である。従順で、労働者の権利にも無知だと思われているからである。結婚したらやめてもらい、つぎにまた安い女性を雇う。しかし彼女たちは、あま

りの低賃金で親から仕送りを受けているという話もわたしは聞いたことがある。帰宅時には厳しい身体検査も行われている。数千人以上が働く労働集約的工場にもかかわらず、トイレの数は少ない。休憩時間内にトイレに行けず遅刻して、解雇された労働者もいるという。また仕事中の事故で指を落とすケースもあり、その時の補償金は指一本 2500 円とさえ言われている。「人の体と命とを引き替えにした成長、開発」というのが工業化の裏側にある事実なのである。華々しい開発、輝かしい工業化の成果、その裏側には、むき出しの暴力や、露骨な人権侵害がまかり通ってきたのも紛れもない事実であろう。

スハルト政権は、外国援助（主要には日本の ODA（政府開発援助）や世界銀行・アジア開発銀行の融資）によって、さまざまなインフラ建設を進めてきた。このインフラ建設も、多くの場合、スハルト・ファミリーやクローニー（華人政商が多い）が関わっている。そしてそれ以上に、大規模なインフラ建設は、すでに述べたように、住民の強制立ち退きや、補償金の未払いやごく少額の支払いといった問題を起こしてきている。こうした事例は枚挙にいとまがない。

すでに紹介した西ジャワ州のサグリン・ダムの場合は、国家の法律違反、国家の汚職、など国家の「犯罪」が小さな民を傷つけている。

サグリン・ダムの補償問題で、國家を訴えたソマッドさんは言う。

「私は 1981 年から闘っている。はじめは仲間も多かったけど、みんな諦めてしまった。軍の脅しに負けた者も多い。反抗する奴は『アカ』だといって脅される。支援にきてくれた学生 1 人は行方不明になったままだ。ある時、州知事に呼ばれた。机の上にカネがあった。その時はまだ立ち退きに同意しないのは 6 人だけだった。もちろんカネなど貰わなかった。わたしも危険があったので、万一に備えてジャカルタの法律擁護協会（L B H）とも常に連絡できるようにしてあった」（1994 年 8 月 14 日インタビュー）。

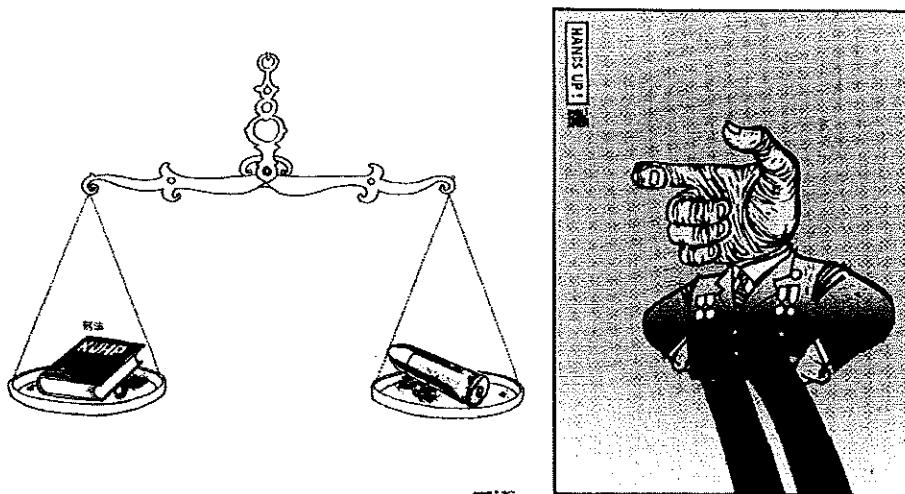
こうしてソマッドさんら 6 人だけが裁判に訴えた。このソマッドさんも最後は裁判を下り、最後に残ったのは結局 2 人だけだった。

かつて田畠であり、宅地であり、ヤシの木が生い茂っていた土地は今は湖底にある。住民たちで運の良かった人はダムの畔に家を建て、湖面を利用して魚の養殖をやっている。湖面をボートで走ると、いたるところに養殖用の生け簀が見られる。しかし養殖も大変だった。稚魚、餌の代金がかさみ、魚の値は安いという。都会の大資本も養殖業に乗り出している。いつも割を食うのは、結局は「小さな民」である。この小さな民のうめき声は、強い政府と、かまびすしく喧伝される開発の成果の陰に隠され聞こえてこないものである。

日本の関わった、中部ジャワのクドゥンオンボ・ダム、スマトラ島リアウ州・西スマトラ州にまたがるコトパンジャン・ダムなどで、いずれもおなじようなことが起きている。クドゥンオンボ・ダム（輸銀融資）では、大規模な住民立ち退き拒否運動が起きた。ダムが完成し、湛水され、家が水没するまで住民は抵抗を続けた。そしてインドネシア政府を訴えた。この裁判は、最高裁でも住民側が勝訴した（94 年 7 月）にもかかわらず、あろうことか、政府はその審判を拒否したのである。住民にとっては、インドネシア政府も、日本政府も自分たちの暮らしを破壊したことには変わりはない。ODA は腐敗体質だけならまだしも（それはそれで大問題だが）、援助される側の人びとに迷惑をもたらし、苦悩をまき

散らし、生活を破壊している。ダムが不要だというつもりはないが、小さな民が徹頭徹尾無視され、泣き寝入りせざるを得ないのが、スハルト時代のインフラ開発であった。ここには、民主主義をないがしろにしてきた開発の悲劇があり、抵抗には暴力が待ち受けていた。それに、意識的にせよ無意識的にせよ日本政府と日本の企業がこれらの開発に関わってきたのである。

インドネシアの有力紙『コンパス』に風刺漫画を40年以上描き続けていたG.M.スダルタ氏は、法と暴力の重みをはかる絵を1976年11月20日の紙面で掲載している(下の図、G. M. スダルタ、村井吉敬訳『パシコムおじさん—マンガでみる現代インドネシア』新宿書房、1985年)。新聞には掲載されることはなかったが、やはり下の右図のような軍の圧倒的存在感を示す絵も描いている。



(スハルト体制と開発について村井吉敬が著した主な著作)

- * 「”開発”と社会変容：インドネシアの”開発”と抑圧の構造」『平和研究』1984年10月。
- * 「“開発”のための権威主義的官僚政治—インドネシアの新体制を見る」日本政治学会年報『第三世界の政局発展』1988年1月。
- * 『顔のない国際機関：IMF・世界銀行』北沢洋子・村井吉敬・金子文夫、学陽書房、1995年。
- * 「インドネシア：国家と開発と人権と」『国際人権』第7号、1996年6月、52-55ページ。
- * 『インドネシア：スハルト以後』村井吉敬・佐伯奈津子、岩波書店（岩波ブックレット）、1998年。
- * 『スハルト・ファミリーの蓄財』村井吉敬・佐伯奈津子・久保康之・間瀬朋子、コモンズ、1999年。
- * 「インドネシアの開発再考—スハルト体制の崩壊と開発ー」（後藤乾一編『インドネシア 摆らぐ群島国家』早稲田大学出版部、59-97ページ、2000年）。
- * 「地方騒乱を考える：マルク騒乱の背景」国際金融情報センター『インドネシア政治・社会・経済の現状と見通し』、78-94ページ、2001年。
- * 「『大東亜共栄圏』からの独立—インドネシアの戦中・戦後と日本」『戦争責任研究』、2-9、2001年。
- * 「地方騒乱・開発・移住—西・中カリマンタン、中スマラウェシ騒乱から考えるー」国際金融情報センター『インドネシア・メガワティ政権下の政権運営』115-131、2002年。

- *「インドネシア地域紛争フィールド・ノート：西カリマンタンとポソから」『法政理論 36(3/4)、24-45、2004年
- *「民族・宗教紛争とグローバル化：インドネシアを事例として」『R C C N e w s l e t t e r』3、2-3、2004。
- *「グローバル化の中のインドネシア：スハルト以後の改革・民主化を振り返る」『A G L O S N e w s』4、24-25、2004年。
- *「パシコムおじさんの見たスハルト開発独裁」『ワセダアジアレビュー』第10号、42-47、2011。

② 融資の3条件

インドネシアにおける日本のODAの多くの事例、たとえば1980年代にすでに始まっていた西ジャワ州のサグリン・ダム、80年代末のクドゥンオンボ・ダム、そして90年以降のコトパンジャン・ダムなど、立ち退き問題に関する事例から、JICA、東電設計は、住民の移転や補償問題に関して被害が起こりうることを、事前に予想できていたはずである。できていないとすれば、被害者の人権に真剣に向き合うことをしていなかったといえよう。コトパンジャム・ダム建設融資にあたって、わざわざ3つの条件をインドネシア側に課すようなことをしたのは、被害が起こりうると予測したからではないのか。

世界のODAの総元締め的役割を果たしてきた世界銀行は、1986年にすでに「世銀融資プロジェクトにおける非自発的移住の取り扱いに関する業務政策問題」(業務政策覚書)を出し、90年6月には「非自発的移住に関する業務指令」(Operational Directive 4.30: Involuntary Resettlement)を出している。ちょうどコトパンジャン・ダムの住民たちが移住問題を日本大使館に訴え出ていた時期である。この世銀の業務命令は単なるガイドラインではなく、はるかに遵守義務が高いものといわれる。この業務命令には、

- *世銀と借款国の両者は、非自発的移住は可能な限り回避、あるいは規模を縮小すること。そのためには実行可能な、代替となるプロジェクトを検討すること。
- *少なくとも以前の生活基準と所得獲得能力を回復し、可能ならばそれを上回るよう、移住者を支援するよう努めること。移住者はプロジェクトによってもたらされる恩恵を享受するべきである。
- *プロジェクト準備の初期の段階から、移住による潜在的影響を考慮に入れること。
- *プロジェクトによって影響を受ける人々の参加と意見の聴取を行い、それを通じ、プロジェクトの承認が行われる以前に、移住と経済回復に関する計画を作成すること。
- *移転補償の原則として、少なくとも失う土地と同等の代替地を与える、いわゆる「土地には土地を」方式を奨励する。

などの条項がある（「環境・持続社会」研究センター、<http://www.jacses.org/sdap/bps/bps03.html>参照）。

また、1991年12月に、援助供与先進国協議機関である経済協力開発機構(OECD)は、二国間開発援助(ODA)における住民移転に関するガイドライン、「開発プロジェクトにおける非自発的移住と再定住に関するガイドライン」(Guidelines for Aid Agencies on Involuntary Displacement and Resettlement in Development Projects)を採択している。日本政府もこの採択を承認しており、日本を含む主要供与国政府は、強制移住の影響に対する責任を負うことを公式記録において宣言したのである。このOECDのガイドラインは、特に以下の点について、世銀の業務指令に比べてより強力なものとなっている。

（「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、上記 <http://www.jacses.org/sdap/bps/bps03.html> による）。

すなわち、世銀のガイドラインと同様、非自発的移住は「あらゆる実現可能な代替案を模索」することにより、「可能な限り避け、または最小限にとどめる」ことが明記されているうえ、さらに「すべての案件において、プロジェクトを実施しないという選択肢も真剣に検討されるべき」であるとしている。また、援助機関および援助国政府の責任として「影響を受けうる人々の権利を保護する許容できる移住計画が無い限り、移住をともなうプロジェクトを支援してはならない」としている。

コトパンジャン・ダム建設によって立ち退きを余儀なくされた住民たちが、そのプロジェクトに異議を申し立てた頃、世界銀行も OECD も立ち退きに関する業務命令やガイドラインを策定している。日本政府は当然この業務命令もガイドラインも知っており、両機関加盟国である日本政府は、二国間 ODA でも遵守すべき条項であると考えるべきである。世銀の業務命令には世銀だけでなく「借款国」も明記されており、これは二国間 ODA に適用されしかるべき条項であろう。

コトパンジャン・ダム・プロジェクトの借款契約が締結され、融資が始まったのは 1991 年のことである。少なくとも世銀の「非自発的移住に関する業務指令」は出されており、非自発的移住問題に何をなすべきかについて OECF（現 JICA）は認識していなければならなかった。設計を担当した東電設計においても、この問題はしっかりと掌握されていなければならなかったのである。

OECF は 1989 年 11 月に、途上国への投融資の際、相手国に求める「環境配慮のためのガイドライン」を発表した。投融資の対象になる 16 の事業分野で、公害や歴史遺産への影響がないかなどの具体的なチェック項目を決め、相手国に事前の審査を求めたものである。環境への影響が大きいと判断した場合は、環境保全対策用の資金を追加融資したり、融資を実行しないなどの措置をとる。これは、地球環境保全に向けた OECF の勧告に沿ったものである。一方、途上国がこれらのプロジェクトについて円借款を日本に要請する場合、まずガイドラインにあるチェックリストに沿って環境アセスメント（事前評価）を実施したかどうか問うことになっている。例えば火力発電所建設では、窒素酸化物や硫黄酸化物の排出量の予測、生態系への影響、排水による生物、漁業への影響、騒音、景観について回答するよう求める。また道路建設でも生態系への影響だけでなく、歴史的、文化的遺産への影響を問題にする。途上国が十分に環境アセスメントを実施していない場合はプロジェクトの再検討を求めるほか、案件によっては供与をやめるとされている。

1992 年 5 月、対外経済協力審議会（首相の諮問機関、大来佐武郎会長）は、政府開発援助（ODA）大綱を早期に策定するよう求めた意見書をまとめ、宮沢首相に提出した。これが「政府開発援助（ODA）大綱」として閣議決定がなされたのが 1992 年 6 月 30 日のことである（これは 2003 年に改訂されている）。大綱はつぎの 4 原則から成る。

1. 環境と開発を両立させる。
2. 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
3. テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分

すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

4.開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

このように 1990 年代初期のコトパンジャン・ダムへの融資とその建設工事は、環境面、非自発的移住問題で内外の「監視下」にあったし、それにインドネシア政府だけでなく、OECF も東電設計も誠実に応えねばならない状況にあった。

かつて外務省経済協力局長で、その後ユネスコ事務局長を務めた松浦晃一郎氏は「援助というのはやはり出発点は人道的考慮であって、国内では戦後福祉社会が定着してまいりましたが、国際的な規模で福祉を実施していく必要性が出てきており、それがまさに援助だと思います」(松浦晃一郎『援助外交の最前線で考えたこと』国際協力推進協会、1990 年、16 ページ)と述べ、また「人道的考慮」とは、1992 年 6 月に閣議決定された「政府開発援助大綱」でも「世界の大多数を占める開発途上国においては、今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しんでおり、国際社会は、人道的見地からこれを看過することはできない」と述べている。

おそらく、クドゥンオンボ・ダムに対する激しい抗議運動、インドのナルマダ・ダムでの住民の抵抗運動、そして、89 年のこの OECF のガイドライン、翌 90 年の世銀の「非自発的移住に関する業務指令」など内外の厳しい状況の中で OECF は融資にあたっての 3 条件をインドネシア側に科したのであろう。それだけにその 3 条件を何が何でもインドネシア側に守らせる必要性があった。にもかかわらず、3 条件は守られることなく、守ることをきっちり確認することもなく、結局は多くの住民は、移転と補償に満足せず日本政府を提訴したのである。

外務省は 1993 年の ODA 白書で「特に住民移転については、住民との対話を重視し住民の意向を出来る限り受け入れる方向で対応を図ってきている。……住民移転に対する移転地整備を含めた補償措置に手厚い対応がなされるようになった。」(外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助（ODA）1993』(上巻、100 ページ) と、3 条件が守られているかどうかフォローし、あたかも住民移転がうまくいっているかのごとく報告している。しかし、すでに述べたように、わたしが訪問した 93 年 8 月時点で、住民の中には移転と補償に関して不満が渦巻いていた。

融資にあたっての 3 条件、あるいは援助効果促進調査（SAPS）に見られる L/A の特別条項に配慮しないばかりか融資を強行したのはそもそも「実行ありき」の責任逃れといわざるを得ない。ここではっきりしていることは、日本政府と OECF は、環境への影響が大きい、野生動物生息地であること、大規模な住民移転があることを認識し、その対応をインドネシア側に伝え、遵守することが融資の条件であるとしていることである。つまり、それが遵守されない限り融資はなされないともいえる。したがって日本政府は、遵守されないことに対する責任を負っていると解釈される。つまり、責任は一義的にインドネシア側にあるとする論理はここでは成り立たないといえる。

スハルト体制下での大規模開発には必ずのように人権問題が生じる。OECF も東電設計もそのことは当然予想しうる立場にあった。だからこそ融資にあたって 3 条件を科した。

ナルマダ・ダムのように、融資を中止する選択もあり得たのになぜ中止をしなかったのか。そこには癒着の構造がある。あるいは利権に手を染めた者その後に引けぬ構造があるといえるかもしれない。

4. 被害の実態とその認定

すでに、1. コトパンジャン・ダム訪問—不安な予感—の初めの部分で述べたが、1993年8月にわたしはコトパンジャン・ダム工事現場と、立ち退かされる(た)住民を訪問し、そこで「不安」を感じたことを述べた。立ち退かされた、あるいは立ち退かされつつある住民たちが抱いた不安でもある。正当な補償がなされるのか、代替地と生計の手段は準備されるのかといった暮らしへの不安であった。それから4年後の1997年2月にダムは完成する。案の定、住民の多くは多くの不満を抱えたままであった。先の3条件も守られていないことが明らかになった。

① 久保康之さんの調査

93年に訪問した際に同行してくれたのが久保康之さんである。久保康之さんは当時インドネシアのサティヤ・ワチャナ・キリスト教大学大学院に留学しており、ダム問題を修士課程での研究課題にしようとしている最中だった。中部ジャワに建設中で、住民の強制的な移転で大きな問題を起こしていたクドゥン・オンボ・ダム問題にかかわり、その後、コトパンジャン・ダムに関わることになった。コトパンジャン・ダムで立ち退かされる住民たちにもっとも身近で誠実に、長年にわたってかかわったのが久保康之さんである。自らの資金と日本人有志からのカンパを集めて、水の供給が困難な移住村で簡易水道の敷設までしている。久保さんは、その後、西ジャワ州のボゴール農科大学で修士論文を書き、上智大学大学院博士後期課程に進むことになる(現在は大学で非常勤講師などをつとめる)。

その久保さんが、自らの調査に基づいて2003年に出版した本(久保康之編 ODAで沈んだ村—インドネシア・ダムに翻弄される人びとー』(ニンジャ・ブックレット No.6、インドネシア民主化ネットワーク発行、コモンズ発売、2003年)には、住民の被害の実態が露わに書かれている(ゴチック字体は引用者)。

「伝統、社会的関係性の喪失

コトパンジャン・ダムの貯水池造成のため、水没予定地に位置していた西スマトラ州2村、リアウ州8村の合計10村の住民、少なくとも4886世帯が移転を余儀なくされた。

住民移転は、1992年8月にプロウ・ガダン村からはじまり、96年2月にポンカイ村で終了した。移転先は、基本的には元の村内の水没しない高台に造成された。しかし、ムアラ・マハット村の住民は、近くの移転地ではなく、カンバル県の県庁所在地バンキナン近くの油ヤシ・プランテーションへ全員が移転した。また、ポンカイ村の住民の移転地は、3カ所に分かれた。ひとつは、リアウ州の州都プカンバル近郊の油ヤシ・プランテーション、ひとつは近郊の村に造成された移転地、ひとつは、元の村の水没しない地域への自発的な移転である。

しかしながら、移転にあたっては、ミナンカバウ社会の特色には何ら配慮されることはなく、ジャワ島からスマトラ島やカリマンタン島などの人口密度のより低い島へ移住させる国内移住政策（トランスマグラシ）における移住者と同様の扱いを受けることになった。

そのため、移転地に用意されたのは各世帯に対する家屋と農地で、ミナンカバウ社会の特徴でもあつたタナ・ウラヤツト（共有地）やルマ・ガダン（伝統家屋）は用意されず、ミナンカバウのアイデンティティの喪失を招くことになった。またニニック・ママク（慣習法指導者）は、これまで管理してきた共有地を失い、移転問題にも十分対処できなかった。さらには移転の過程で地方政府から賄賂を受け取った者もいたため、ニニック・ママクに対する敬意が払われなくなり、これまでの社会関係性が失われるといった問題も生じている。

生計、住環境、水問題への深刻な影響

移転は、ミナンカバウ社会・文化を住民から奪っただけではなく、各世帯の経済基盤をも奪った。地方政府は住民に対し、移転地では、各世帯あたり 0.1ha の宅地、0.4ha の畠地、そして 2ha のゴム園を提供し、ゴム園は移転後数年で収穫が可能になるため、経済的には心配する必要がないと説明してきた。

しかし、実際には移転後、収穫可能なゴム園は用意されておらず、そのゴム園予定地の大半には、ゴムの苗すら植えられていなかった。その結果、ほとんどの世帯が、提供されたゴム園からの収穫ができない状態が現在までつづいており、就業機会が減少し深刻な収入難に直面している。

元の村では、ほとんどの住民は自分のゴム園から収穫ができていたが、移転地では農業労働者として他人の畠で働くを得なくなった人や、国道沿いの岩を碎いて、土木工事用に売る人も出てきている。かつては、女性がそのような肉体労働に従事することはなかったが、仕事がないため、女性もいやおうなく岩碎きの仕事に就いている。さらには、生活苦から、娘が村を出て売春をするような状況も生まれている。

高台に造成された移転地では、飲料水不足が深刻な問題となっている。移転直後、住民は井戸に水があるとよろこんだが、実はそれは雨水が溜まっていただけであり、雨が降らなければすぐに涸れてしまう「井戸」であった。地方政府によって造られた飲料水設備は、水源地にある取水口が土砂で埋まったり、電気ポンプが壊れたりして、ほとんど機能しなかった。

西スマトラ州のタンジュン・パウ村には、海外経済協力基金（OECF）の資金で、村内 13 カ所に井戸が造られたが、井戸の水はひどく濁り、飲料水としては利用できない。以前の村では、住民は家のすぐ近くの湧き水やカンバル・カナン川の水を炊事、洗濯のほか飲料水としても利用しており、水不足に困るようなことはなかった。しかし移転地においては、乾季には井戸の水も涸れるため、数 km 離れた川やダム湖まで水を汲みに行く者や、ポリタンクに入った水を買っている者もいる。

住居については、当初の政府の約束では、家屋の下半分が石、上半分が木からなる「半恒久的な家屋」が各世帯に提供されることであつたが、実際に用意されたの

は、住民たちが「ヤギ小屋」と呼ぶ 6m 四方の粗末な木造の家であつた。電気については、当初の政府の説明では各家に電線が無料で引かれ、電気代も無料ということだったが、一番はじめに移転したプロウ・ガダン村以外の村は、有料である。

さらに、リアウ州のポンカイ・バル村とタンジュン・アライ村に用意された家屋の屋根は、呼吸器障害や肺がんの原因となるアスベスト（石綿）材が使用されているため、住民の身体への悪影響が心配されている。

以前の村の財産に対する補償金の支払いは、移転した時点でも完了しておらず、現在もまだ解決していない。そのため、98 年にはタンジュン・バリット村の 10 世帯が、さらに 2000 年にはタンジュン・パウ村の 67 世帯が未払いの補償金の支払いをインドネシア政府、国営電力公社（PLN）に求めて、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴している。

生態系の破壊

ダム建設によって水没したのは、ミナンカバウ社会の村だけではない。この地域豊かな熱帯林の広がる地域で、稀少な野生動物の生息地でもあつた。

日本政府は、円借款を供与する条件のひとつとして、この地域に生息するスマトラ・ゾウを移転するよう、インドネシア政府に要請していた。スマトラ・ゾウは、88 年に国際自然保護連合によって「絶滅危惧種」に指定されている。インドネシア政府によれば、6 頭が水没前に捕獲され（うち 1 頭は捕獲時に死亡）、保護区に移転させられたが、捕獲されなかつたゾウがまだ貯水池周辺に残っているという。生息地を奪われてしまつたゾウは、移転住民の農地を荒らすなどの被害を与えるため、やむを得ず 1 頭を殺したとの住民の報告もある。

世界自然保護基金（WWF）インドネシア委員会が 2000 年にまとめた調査報告によれば、捕獲される際の麻酔銃の傷痕や鎖による傷口から感染症にかかり、数頭のゾウが死亡したという。そのため代わりのゾウをリアウ州のゾウ訓練センターから連れてきて、あたかも捕獲したゾウのように見せかけた。さらに捕獲されたゾウのほとんどは、予定の保護区に放されず、ゾウの訓練センターに移されたが、その多くは死んでしまつたという。

スマトラ・ゾウ以外にも、スマトラ・トラ（「絶滅危惧種」より絶滅の恐れが高いとされる「危急種」に指定）や、マレー・バク（「絶滅危惧Ⅱ種」）、マレー・グマなどの多くの稀少な野生動物救済措置はとられず、その多くが死亡したと考えられている」（前掲書 34・39 ページより）

こうした被害を生むもととなつた住民の「移転合意」自体にも疑問が投げかけられている。ジャーナリストの諏訪勝氏は、久保さんの上掲書のなかで、91 年の訪問時に体験したことを書いている。

「当の住民は、こうした事態にどう対処したのか。

住民の間には、80 年代後半から動搖が走り、91 年にピークをむかえた。そして圧力を受けながらも、具体的な行動を開始した。

7月、コト・トゥオ村の住民が、移転と補償に関する「同意」は無効であるとして、182人の署名をもって JBIC の前身、海外経済協力基金（OECF）ジャカルタ事務所に申し入れた。9月には、住民代表5人がジャカルタの日本大使館へ陳情をおこなった（このとき、大使館はインドネシア側治安担当者を同席させ、恫喝に手を貸した）。また、前記のように、2人が訪日して問題を訴えて歩いた。

わたしは同じ年の7月に、コト・トゥオ村に泊り込んで住民の話を聞いたことがある。あとでわかったことだが、スハルト独裁政権下の緊迫した情勢のなかで、村人が極秘で署名集めをしていた時期である。取材にあたって、人名はもちろん、村の名前も明らかにしないという条件がついた。夜間、ある人の家に村人十数人が集まってくれたのだが、強い緊張感を覚えた記憶がいまも鮮明だ（実際、それから1カ月近くたつた8月16日、国軍によって村の集まりが解散させられたという）。

改めて取材ノートに記された村人の訴えに目を通すと、とても「同意」に基づく移転などと言えないのは明確だ。

「同意書にサインをしないと、補償は一切出さないと言われた」

「村のリーダーたちは、わたしたちに情報を隠したまま、説明もせず政府に同意を与えてしまった」

「本当は建設自体に反対したい。しかし、それでは政治犯として投獄されるだろう」などなど。

実際、10カ村の伝統的リーダー103人から同意を取り付けたものの、一般住民の間には不満が渦巻いていた。また、各戸ごとに求めた「同意」についても大きな問題を含んでいた。なにしろ同意書には、①補償金だけを受け取る、②補償金と移住地への移転、③補償金と国営プランテーションへの移住、という三つの選択肢しかなかった。つまり、移転自体の諾否などまったく求めず、移住を前提に「同意」をとっていたのだ（同上、14・16ページ）。

諏訪氏による「合意」の実態、そして、久保さんが調査に基づいて明らかにした被害の実態を見ると、1990年に日本政府（OECF）が借款の条件として出した3条件、すなわち、

- ① 事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転すること。
- ⑥ 事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること。
- ⑦ 事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取り付けられること

は絵空事でしかなかったと考えられる。住民の合意も生活水準の維持・向上も、野生象の保護も、何一つ実現していなかった。だからこそ住民は、3条件を課した日本政府・JICA・東電設計を訴えたのである。その住民たちの被害を本裁判第一審の判決はことごとく認定していない。

② 米倉等さんの調査

久保康之さんの被害に関する実態調査は、つぎの3つの調査によっても裏づけることができる。これら3つの調査報告は、いずれも旧OECF（現JICA）の依頼による調査だが、そのいずれもがダム・プロジェクトによって移転住民が被害を受けていることを明らかにしている。

- ① 米倉等「コタパンジャン水力発電プロジェクトにおける土地収用及び住民移転に関する中間評価」
- ② Syafruddin Karimi, *Socio Economic Impact Study of Koto Panjang Hydro Electric Power Plant Project*, Institute of Economic and Development Studies(IEDS), Faculty of Economics, Andalas University, Padang 1996.
- ③ SAPS Team for JBIC, *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotopanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia Interim Report*, May 2002.

まず、①の米倉教授（執筆当時はアジア経済研究所所属、現在は東北大学教授）の論文は、日本では数少ない西スマトラのミナンカバウ社会を専門とする研究者が執筆した論文で、伝統社会に政府開発援助など開発プロジェクトが入り込んだ際に引き起こす問題を適切に論じている。この調査はOECFがアジア経済研究所の米倉氏に委託した調査で、米倉氏は同論文で、コタパンジャン・ダム・プロジェクトを策定し、実行した日本およびインドネシアの当事者にはミナンカバウ社会を専門にしていた社会学者や人類学者がまったくおらず、その社会へ深甚な影響を及ぼすとの研究もなされずに進行したという。

それは、母系制社会と慣習法を理解しないままに土地収用を行ったために、住民に動搖と混乱をもたらしたとする。おなじく慣習法に基づく土地の占有制度、共有制度を理解せず、近代的な土地法を適用したために土地収用がスムーズにいくはずはないという。同じようなことは住民の財産調査と補償にもあらわれ、家族制度を理解しないがための混乱が引き起こされたとしている。財産調査が正確でなければ補償が正当になれるはずはないのである。

久保さんの調査でもはつきりとしているが、移転後の土地において従来からの収入源であったゴムの作付けがほとんどなされておらず、生活難に陥ったことも指摘されている。そもそも村の政治的な意志の決定は、伝統的な指導者ニニック・マックを中心に全員一致の合議制ムシャワラで決められてきたのに、それを無視した強引な移転の決定がなされたこともあり、移転の合意については、米倉教授は間接的ではあるが、インドネシア及び日本の計画実行者サイドの言い分は通らないのだと読み取ることができる。

JICAも東電設計も、計画を策定推進するにあたってミナンカバウ社会を研究する専門家のアドバイスを少しでも聞いていれば、被害を多少なりとも軽減できたかもしれない。とくに実質的な設計・施工の実行者であった東電設計はなぜ事前にミナンカバウ社会の専門研究者と接触することがなかったのかはなはだ疑問である。

③ アンダラス大学の調査

つぎに取り上げるシャフルディン・カリミによるアンダラス大学経済・発展研究所の調

査報告書（②Syafruddin Karimi, Socio Economic Impact Study of Koto Panjang Hydro Electric Power Plant Project, Institute of Economic and Development Studies(IEDS), Faculty of Economics, Andalas University, Padang 1996）も、住民の移転や補償について不安を抱いていただろうOECFが依頼したものである。ダム完成後の移転した居住地での生活状況を、移転前の状況と比較したもので、10村4159世帯から、各村50世帯のサンプル調査である。多くのアンケート項目と調査結果が示されているが、ここではそのうちのいくつかを紹介する。

よく補償金はオートバイなどの消費財に使われてしまったとの指摘があるが、調査ではダム完成以前の所有率が24.4%だったのに対し、完成後の現在では27.8%と大きな増加があったとは言えない。カラーテレビは9.8%から17.4%に増加している。水の供給についてはよくなつたとする者25%に対し悪化したとする者が66%にもなっている。電気については44.8%がよくなつたとしているのと対照的である。

細かな調査データを出さずとも、以下に紹介する結論の部分(筆者による要約)を読めば移転後の住民の生活状況が把握できる。

この調査は影響を受けた住民から直接の評価を聞こうとするものだった。そのためには世帯ごとのインタビューとグループ・インタビューが実施された。人びとにとって生活を維持するためには経済的な活動が非常に重要である。移転前に、人びとはさまざまな所得の源泉をもっていた。一番大きな所得の源泉であるゴム以外にも、人びとは水田、魚、果実などを第2あるいは第3の所得源としていた。回答者の50%以上の人びとは、ゴムが生活を支えているとした。移転前に失業者はいなかった。

移転は経済的な生活を劇的に変化させた。新しい居住地では、ゴムはもはや生活を支えることになっていない。ゴムがまだ生産的な水準でないばかりでなく、ゴム農園自体が人びとに確実性を保証するものでなくなっているのである。ゴム農園は完全にはまだ人びとの手に渡っていない。人びとのゴムへの依存は減少した。いまでも、回答者のおよそ4分の1はゴムに依存してはいる。だがこのことが実は問題になる。というのは水力発電所が稼働すると、旧村にあったゴムの木はなくなってしまうからだ。だからゴムに依存している人びとは非常に深刻な影響を受けることになるのだ。

もう一つの問題は補償費支払いのタイミングである。移転に比べ、補償費支払いが早過ぎたため、人びとはその補償費で生活をエンジョイしてしまった。現場で働くよりもレジャーが優先され、町に出たり、娯楽に興じることが急増した。人びとは競ってカネを使った。だから多くの人びとは移転する前にカネを使い果たしてしまうことになる。バトウ・ブルスラット村、ムアラ・タクス村、コト・トゥオ村、バンキナン中核農園などでは人びとは競ってオートバイを買った（これはアンケート結果と一致していない、村井吉敬）。

人びとが急激にカネの暮らしに巻き込まれるようになったのは、人びとの責任だけではない。それはほとんどすべての人びとを巻き込んだいくつかの要因に起因するものである。政府も、村の指導者も、氏族のリーダーも、人びとが将来どのように暮らすのかについて何の準備もしなかった。多くの時間が移転を承諾させるために費やされた。人

びとの人的資源としての質が低いということに気がつかなかったこともその要因の一つである。調査の結果、回答者の過半数は小学校教育すら終わっていないことが明らかになった。責任ある当局の周到な準備なしに、人びとが自らを組織するに任せるのは賢明なことではないだろう。この地域の人びとはその教育水準から来る人的資源の質は、環境の変化に適切に調整して生活を改善できないのだ。

移転が成功したかどうかは、移転をしたという現実および発電所が稼働したということだけで測られてはならない。彼らの任務は多額なカネを使って新しい地域に人びとをいかせたということだけではない。

アンケートによれば回答者の 30%のみが生活の改善があったことを体験している。残りの人びとは暮らしが貧しくなったと感じている。また回答者の大半は移転プロセスのなかで、それを行った役人たちによい感情を持っていない。主な理由は役員たちが人びとに約束したことにコミットしなかったためである。ゴム園についての不確かさその約束に関わることの一つである。

④ JBICによる SAPS

1997 年 7 月までには、コトパンジャン・ダムの湛水が完了した。住民の移転も終わった。政府や軍の脅しの中で、あるいは村落指導者の誘導によって、多くの住民たちは必ずしも本意ではなくとも移転に同意した。そして準備された移転地に移住した。だがそこで待っていたのは決して満足できる生活ではなかった。これは借款の際の 3 条件の一つ「事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保されること」に適うものとはとても言えない状況であった。JBIC にも住民の窮状が伝わってきたのだろう。ODA 遂行で、通常はおこなわれない援助効果促進調査 (SAPS) が実施され(開始時期は不明)、2001 年 4 月に調査が終了している。そしてこの調査をもとに上にも触れた SAPS Team for JBIC, *JBIC Special Assistance for Project Sustainability(SAPS) for Kotopanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia Interim Report, May 2002* (国際協力銀行 (JBIC) SAPS チーム『インドネシア共和国におけるコタパンジャン水力発電および関連送電線建設事業のための国際協力銀行 (JBIC) の援助効果促進調査 (SAPS) 中間報告書』2002 年 5 月、以下、SAPS 報告書、とする) が出された。これは JBIC の調査ではあるが、実際に調査したのは、JBIC に雇用された「独立の現地コンサルタント」とされている。

この SAPS 報告書は付属文書を含めると膨大な調査報告書である。そのごく一部から立ち退かされた住民たちの移転地での生活を探ってみる。付属書 3 に「NGO によって実施された村落アセスメントの結果」がある。その最初に取り上げられたのがプロウ・ガダン村である。わたしの 1993 年訪問時に訪れた村でもある。この報告は、その時にわたしが抱いた「不安」を裏づける内容でもあった。報告を見てみよう。

プロウ・ガダン村は「パイオニア村」に指定されていた。移転した総世帯数は 572 世帯だった。だが 1999 年に同村の一部が分離し、別の村になったため、村は 400 世帯、人口 1347 人になった。

村の移転は 1992 年 8 月で、2 日を要した。移転の際には軍が随行した。兵士が時々発

砲した。住民たちは戦時捕虜のような感じを受けたという。軍が存在したことにより、住民は精神的圧迫を受けたという。

農地の補償はあまりの低額だったため住民はショックを受けた。何人かの住民は 1m²当たり 30 ルピアしか受けていない(タバコ 3 本分)。ゴムの木に対する補償にも住民たちは傷つけられた。大多数のゴムの木は 1 本 1500 ルピアしか受け取っていない。移転地では生産可能なゴムはなく多くの住民は生計の手段を奪われたままの状態にある。以前の約束では 2ha のゴム園が与えられることになっていたがその約束は果たされていない。

プロウ・ガダン村には 2 つの水源があり、その一つに揚水ポンプが設置されているが作動していない。井戸プロジェクトも機能していないため一部の住民は川を利用している。水の供給は十分な状況にない。住民は供給された住居が基礎工事もされていない粗雑なものだったため不満を抱いている。以前居住していた住居への補償もあまりの低額であった。墓地補償も低額で、いまだ補償されていない世帯もある。集会ホールや教育施設は以前よりは改善されたという。

上記のように、92 年の移転からすでに 10 年近くも経っているのにプロウ・ガダン村の住民への補償と、村人の暮らしの状況はかなり惨憺たるものである。

本文で明らかにされている状況に少しだけ言及してみる。土地補償、ゴムについては触れない。

① 家屋について

移住先では、「本事業の再定住計画の枠組み内で、画一的に建設された住宅が供与された。住宅の規模は 5×6 メートルであり、セメント張りの床、木製の壁、アスベストの屋根という造り」(同報告書、51 頁) であった。現物を見た住民は、その実態が粗雑で不完全な状態だったことに不満を持たざるをえなかった。半永久的な住宅という政府約束が果されておらず、「再定住のための住宅の供与については、政府と住民との間に数多くの見解の相違が存している」(同上) のである。特に、アスベストの屋根には住民の不満が高く、バトゥ・ブスラット村のように政府に陳情して波状鉄板に変更したところもある。住民が改善要求をしているにもかかわらず、政府はそれに応じていない。彼らはそんな政府に愛想をつかしている。

② 二次作物 (パラウイジャ) 菜園・屋敷地菜園について

移転前の二次作物菜園・屋敷地菜園は、土壌が肥沃であったためミカンなどの作物を育てることができた。その収入で子どもを学校に通わせたりしていた。ところが、移転地の土壌は劣悪であり、作物の栽培に適していない。また、移転前の農地の補償は 1m²当たりタバコ 1 本か 2 本の値段と同じ評価額であった。住民は、耕作するための資金がなく、害虫駆除の方法を知らなかつたりする。

③ 電気について

政府は、取付料無料と 1 年間の電気使用料無料と約束していた。だが、この約束が守られたのはプロウ・ガダン村とコト・マスジッド村の 2 か村のみであった。その他の村では取付料として 9 万 7000 から 150 万ルピアがかかっている。そのため、20% から 60% の住民が電気を享受できないでいる。また、停電が頻発している。

④ その他の補償措置について

3年間の支給であったはずの生活手当は2年間に削減されている。政府の約束にあった墓地への補償がされなかった。道路はアスファルト舗装がされなかった。公共施設は提供されたものの、劣悪なものがあつたりしたため、モスクを寄付金で建設する村もあつた。

⑤ 再定住先における生活再建の状況

i) 所得創出

ゴム農園の当初、開発は「不満足な結果」に終わった。だから、「全面的な再植林一復旧が必要」となった。リアウ州では「比較的に成功裡に」その成果が出ている。そうであつても、20%の農園が必要な水準に達していないのである。西スマトラ州では「更なる失敗を招来」してしまっている。そして、再植林などの補助金でみると、住民の生活を賄うには「十分でなかつた」のである。

成功の度合いが高いとされるアブラ・ヤシでも20%の農園が「不満足な状態」にあるように、これまでの生活を支えていた収入源が損なわれ、移転後の生活は苦しくなつていつた。

そうなると収入源を他に求めることとなる。漁業とガンビル、賃金労働が中心的なものとなるのだが、一部を除いてそれらから得られる収入はゴム農園から得られる収入に及んでいない。そのなかでも高い収入となつてゐる漁業において漁獲高が減少しており、今後に不安を残している状態だ。

ii) 水供給

政府は井戸を提供した。それらは、有色で悪臭のある水しか得られなかつたり、乾季には干上がりする実態にあつた。だから、「当初移転時に政府が提供した浅井戸は、今日では、再定住世帯の間ではほとんど使われていない」(同報告書、50頁)のである。さらに、給水設備についても不備だらけであり、パイプ網がなかつたりするため使えない。「10億ルピーを投入した上水設備が機能しない一方、日本人学生の寄付による150万ルピーの上水設備が住民の役に立つてゐる」(これは先にふれた久保康之さんの支援による、村井吉敬)、という矛盾も起つてしまつた。

井戸も給水設備も使えない住民は川を利用したり、隣人から分けてもらつたりするしかない。また、水を買わざるをえなくなつてゐる。生きていくのに不可欠な水を得るには以前より条件が悪化したのである。

政府は、MCK(水浴び、洗濯、トイレ)施設を供与する約束をしていた。だが、ほとんどの村で供与されたのはトイレのみであり、水浴びと洗濯の施設はなかつた。そのトイレもすぐに利用できなくなつた代物であり、住民は川や庭地の穴を使わざるをえなくなつたのである。そのため、コレラなどの疫病も発生している。

⑤ カリミ・中山の裁判のための調査

SAPS報告書は、JBICそのものの調査でありながら、移転を余儀なくされた住民の窮状をかなり忠実に伝えていると評価できる。これまで、久保康之さんの調査報告、ジャーナリストの諫訪勝氏の報告、そしてJBICが実施してきた3つの調査報告書を見てきた。いずれもコトパンジャン・ダムで移転を強いられた住民について、強弱濃淡の違いはあるものの、移転についての「合意」は無理強いがかなりあり、補償は不十分で、また移転後に

暮らしあは厳しい状態にあると指摘している。

それに比べて調査時点の違いがあるとはいえる、中山幹康らによる事後評価報告書「インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の住民移転計画に関する事業評価」(シャフルディン・カリミ、中山幹康、藤倉良ほか著、2006年6月、以下、「カミリ・中山報告書」と呼ぶ)は、これまでの報告書とはかなり異なった調査結果を導き出している。上記の久保、諫訪、JBICの3つの調査に述べられた、かなりネガティブなプロジェクトの評価に対し、非常に肯定的な結果が語られている。この事後評価の調査は、2004年3、4月にインタビュー調査が行われている。調査対象者は移転4カ村の200世帯(各村50世帯)で質問用紙に基づいた面接調査である。

調査結果によると、4つの移転村では生活状況が著しく改善されたという。移転前の収入と現在の収入を比較すると、増加したとする者が174世帯のうち104世帯(60.0%)に達し、カラーテレビ、オートバイ所有者比率も移転後に著しく高まっている。飲用水の水源は以前は川・湖が多数派であったが移転後はイド、水道が多数派になっている。飲用水確保の時間も大幅に減っている。電化、住居でも改善が著しい。ほとんど移転住民は何の問題も抱えていないような調査結果といえる。先のSAPS報告書の調査が2001年、それから3年しか経っていないのに、状況はかくも変わるものだろうか。

そもそもこの調査は本裁判を強く意識している。たとえば、

「原告側の調査には、訴訟を有利に運ぼうとするため、何らかの政治的先入観や偏見が入ることは無理もないことである」

とわざわざ述べ、原告側を牽制しているどころかそれこそ「偏見」に基づいて(つまり事実に基づくことなく)批判・非難している。その上、自分たちはあたかも政治的先入観や偏見ではなく、客観的であるかのようにいう。しかし、

「これまで行われたダム事業の事後評価の数は比較的少ない。過去に実施された事後評価において、ダム建設によって影響を受けた住民に対する包括的な調査はほとんど行われていない。さらには、事業実施機関や融資機関が実施した事後評価については、これらの機関に対する評価者の独立性や、(結果として)調査自体の妥当性について疑惑が残る。これは、今後の教訓を得る機会を失わせ、影響を受ける住民の生活改善を遅らせてしまう結果につながりかねない」

と述べているのは、自分たちの調査はまったく第三者の調査であるといっているように見える。しかし、わたしは何度も経験していることだが、インドネシアで、このような実地調査を行うには、外国人はインドネシア政府(インドネシア科学院L I P I)の許可が必要であり、インドネシア人でも内務省の許可を得なければならない。このような係争中の事例に関しての調査を政府が許可することはほとんど考えられない。一体、この調査の背景はどのようなものなのか、カリミ、中山は明らかにしていない。

カリミ、中山らは、同時に「他方で、実施機関や融資機関から全く独立した機関が、ダム建設事業などのインフラ事業を調査する場合、その調査が、ある政治的先入観や偏見による影響を受ける可能性もある。反開発擁護派や、あるいは親開発擁護を支持するような調査がこれにあたる。筆者らは、開発の成功事例が、政治的偏見に基づく批判にさらされた結果、(事実に反して)失敗事業として捉えられた事例を紹介してきた」と記す。援助機

関による調査も、それを批判する側の調査も独立し、客観的な調査ができないと言い、自分たちは独立していることを強調している。

もし本当に政治的偏見に基づかないというなら、中山らは、なぜ、このダムへのあらゆる関与者(賛成派も反対派も)が指摘する軍の介入、あるいはその背後にあるスハルト体制の開発政治を論じようとしないのか。そういう立場こそが政治的偏見そのものではないのか。

ODA の調査や評価をめぐって、実行者（日本政府、援助実行機関である外務省、JBICなど）は、そこに落ち度がないか、欠陥がないか、あるいは失敗はないかを常に気にしている。それは当然のことである。しかしながら、外部からの批判には過剰な自己擁護の姿勢をとる。自己の正当化を図る調査や評価を実施する。中山らが指摘するように調査、評価の独立性は確保されるべきである。しかしことに残念ながら、これまでわたしが関わった多くの ODA の事例で、日本政府、外務省、JBIC などの姿勢はその調査・評価で決して独立してはいなかった。

私自身が体験した一つの事例をあげる。

OECF (現 JICA) の資金支援を受け、わたしたちが批判していたプロジェクト現場を訪れ、わたしたちの批判がいい加減なものだと指摘した「御用学者」の事例である。政府当局からカネをもらい、さして根拠もないのに政府を擁護する学者をわたしは御用学者と呼んでいる。

草野厚という慶應大学の政治学者が、かつて『諸君』『中央公論』に書いた論考は実証性の薄い、感情が先行した ODA 批判に対する反批判であった（草野厚「ODA は標的にされたのだ—虚報に踊った『地球を守れー』『諸君』1991年7月号、「現場不在批判の責任を問う」『中央公論』1991年10月号）。草野氏は OECF のカネでインド、インドネシア、タイに出張し、進行中の案件および完成案件の評価をした。『諸君』および『中央公論』の 2 つの論考はかなり激越な調子で、ODA 批判派の「偏向」をなじっている。『中央公論』の論文では、わたしたちが著した、ODA 調査研究会編の『無責任援助ODA 大国ニッポン』（JICC 刊）も槍玉にあげたている。草野の論考は、まず何よりもデータ吟味が充分でない。

たとえば、「ボロブドール 550 世帯、プランバナン 954 世帯を対象とした補償費だが、2.7 万ルピア（1 平方メートルにつき）から 7 万ルピアと、当時の市場価格よりよい条件になっている」と記述している。これは私たちの調査とは一桁違っている。どこで調べたデータかをはっきりさせるべきだろう。たまたま飛び込みで訪れた住民や公園スタッフとのインタビューだけで得たデータだったら、最低限「裏をとる」のが調査者の義務ではなかろうか。JICA がつくったマスター プランを見たのだろうか。もう一ヵ所「観光総局は、82 年にマスコミの報道反対グループとの公開討論に応じている。即ち民主的手続きをとっているのである」。これが政治学者の書くことだろうか。草野氏は先日、わたしも出席したある学会で、鷲見一夫氏の述べたダム建設反対運動に関し「村長（むらおさ）が住民を説得するという民主主義が貫かれている」旨の発言をしていた。政治学者であるのならば、インドネシアの政治がどのようなものなのか、少しは知っておいて欲しい。

こうしたいくつかの疑問を取り上げればきりがない。「ODA 批判に対する批判」問題の

本質は多分、別のところにある。ODA 批判はさまざまな角度からなされ、さまざまな立脚点がある。多分、それを批判する側にもさまざまな角度があり、さまざまな立脚点があるだろう。しかし、私は、ODA 批判に対する批判の根底には、ある共通のイデオロギー（それが間違っていると無前提的にはいわないが）があるように思える。それはすなわち「近代化論に立った援助の思想」ともいうべきものである。「日本や西洋は近代化、開発、資本主義的経済成長のおかげで豊かになり、快適な生活を享受している。第三世界の人も大半は、近代化された国々の豊かさ、便利さを欲しがっている。この豊かさ、快適さを『途上国』に分け与えることは『人道にかなった善』である。第三世界は豊かさ、快適さを自力では築けない。無力で、怠惰で、教育が充分でなく、資本も技術もない。援助をしても自立できるかどうか分からないが、援助がなければ自立は絶望的とすらいえる」

もう一つのイデオロギーは「援助は究極的には国益追及の手段である。企業益の追及も当然、米の世界戦略を補完するのも当然、ただあまり短絡的にやるべきではなく、人道主義や環境や民主主義なども考慮してバランス良くやらないと、日本の評判が悪くなり、国益を損なうことになる。だから BHN や環境援助にも配慮しよう」

こうしたイデオロギーを、ODA 批判を批判する際には、つつみ隠さず披瀝すべきである。そこにおいて初めて議論ができるのではないだろうか。私は西洋や日本が現在享受している豊かさや快適さをすべて否定するものではない。電気もラジオもいらないともいわない（いらないといっている人の存在ももちろん認める）。しかし私たちの豊かさ、快適さは自力だけで達成されているものではない。歴史的にも植民地からの収奪があった。その遺産は今もある。一方、批判への批判を展開する人の中にはこのようなイデオロギー（ないしは偏見）がある。「日本や資本主義既開発国の豊かさ、快適さ、便利さは自力で汗して達成した。何の文句があるのか。第三世界は睡眠をむさぼり、クーデターに身をやつし、国造りを眞面目にやらなかった、だから貧しい、ゴミ捨てみたいなところだ」（長谷川慶太郎『さよならアジア』に見られる。こうした考えの延長線上に「近代化論に立った援助の思想」がある。その思想は植民地主義、帝国主義、世界資本主義による第三世界の統合・商品経済化・従属化という歴史の現実を直視しようとはしない。直視した結果、つまりきちんとデータを集め、分析した結果、そうでないと主張するのならそれは納得する。しかし、残念ながら反批判派は、私がみたところ、かなり素朴に「善なる西洋的近代化の輸出である ODA」を信じて疑っているようには見えない。

カミリ・中山報告書の問題は、自分たちの評価調査はあたかも中立的第三者であるかのように装っているが、それは本当なことなのだろうか。少なくとも係争中のコトパンジャン地域で 4 ヶ村、200 世帯をアンケートを用いつつ調査するには、内務省（その背後の国軍）やインドネシア科学院（L I P I）の調査許可がいる。本当に独立した調査だったのか、わたしは疑いを持っている。もしそうだとしたら、それは人を欺くもので、その立場からして調査内容を全面的に信用するわけにはいかない。

自分たちの調査報告にあるいは後ろめたさを感じたのか、シャグルディン・カミリと中山幹康は、再調査をおこない、2009 年にその結果を公表した（新カミリ・中山報告）。この新たな調査での結論は、

「西スマトラのコトパンジャン再定住村の家族の 60% 以上は、より悪くなった生計状態に

苦しんでいる」というものである。

新カリミ・中山報告は、4つの事項、すなわち、

- i) 家族によって所有された財産を基礎にして貧困を確認すること。
- ii) 西スマトラのコトパンジャン再定住村における貧困家族の状態を分析すること。
- iii) 局地的な開発プログラムの実施のための再定住村の貧困家族の特徴を説明すること。
- iv) 全体として、西スマトラにおけるこれらに関する再定住村の貧困家族の状態を比較すること。

を調査するために行われたとある。貧困を確定するために、中央統計局の貧困線のデータを用いている。それによれば、211世帯（タンジュン・バリット450世帯、タンジュン・パウ350世帯の計800世帯が総数）が貧困となる。再定住した家族の24%を占めることになる。これは「5.5%の西スマトラの平均貧困率（BPS、2006年）より著しく高い」（新カリミ・中山調査報告書、4頁）のことになる。そのため、「コトパンジャン・ダムプロジェクトにおける再定住村は、貧窮のリスクから解放されていない。（中略）農業開発の失敗は、ゴムプランテーションの生産性を獲得することに関して長い遅延の原因となつた」（新カリミ・中山調査報告書、5頁）といわざるをえなくなったのである。

2004年の調査による、「カミリ・中山報告書」（2006年6月公表）が何だったのかと疑わざるを得ない内容である。裁判にあわせてODA実行者の考え方沿った結論を急いで導き出したのがカリミ・中山報告書であったと指摘せざるを得ない。政治的先入観と偏見に導かれて出された報告書である。

にもかかわらず、本裁判第一審において、このカミリ・中山報告書が重視され、わたしが上で述べた報告書はほとんど重きを置かれることはなく、住民の被害を受けた事実すら認定しようとしなかったのは誠に遺憾である。

被援助国住民への偏見と被害の認定

わたしは、かつて、外務省のキャリア官僚の被援助国住民（このときはインドネシア住民）への抜きがたい偏見を指摘したことがある。この章を結ぶにあたって、その指摘をここに再現したい。それは、日本の裁判において、よもやこのような偏見がまかり通ることがないよう願つてのことである。

「佐渡島氏（佐渡島志郎・外務省国際協力局長、これを書いた当時は経済協力局政策課、村井吉敬）、や外務省、また多くのODA担当者たちが、暗黙裡に前提にしているODA観は日本モデル、日本型成長だけではないように思われる。たとえば、援助される国、援助される人びとをどのようにみるかという点に関しての考え方がある。これは、日本の経済成長、開発を下敷きにしてできた人間モデルと言えるようなものかもしれない。

「途上国の開発問題は、経済・社会インフラの欠如や資金の不足もさることながら、基本的には技術・社会的規範・価値観等を含む広義の人的問題である。人的な問題を解決するのは容易ではない。歴史的、社会的、文化的な背景に密接に根ざした人的な問題を解決するには、人間として基本的な生活が送れるニーズが充たされると同時に、

教育、就業等の機会が必要となる」(佐渡島志郎「ODAは『諸悪の根源か』—外務省は対インドネシア援助をこうみるー」『世界』1991年12月号、三六一ページ)

「しかし、多くの途上国においては、経済政策を進めようにも人的な問題が隘路になって経済発展が阻害されるという、大きなジレンマが存在する。これが『南北問題』の最大の課題であり、援助によっては簡単には解決できない最大の要素である」(同)

ここで、述べられている「人的な問題」は必ずしもはっきりしているわけではない。私が勝手に類推することは失礼にあたるかもしれない。しかしあえて言わせていただければ、要するに途上国の人間は経済発展・経済開発に適合しないような人間だということではないだろうか。佐渡島氏は外交官だから、このような単刀直入な用語は避けられているが、言わんとするところはそのようなものであろう。

私も佐渡島氏と同様、途上国に限らず、人はそれぞれの地域(国家の場合もある)で、それぞれの歴史、社会、文化の背景を担った多様な存在であると思っている。ただ、このような多様な人間のありようが、経済発展を阻害し、南北問題を解決しにくくしている「最大の課題」だとは必ずしも思っていない。もし「人的な問題」が「最大の課題」だとしたら、経済成長・開発を支えるような社会規範や価値観を創出することが最も「効率的な援助」になってしまってはならないだろうか。そのような日本の援助を正面から受け入れる人びとがたくさんいるとは私には思えない。

少しばかり意地悪な見方をしたかもしれない。しかし、援助される国、される人びとをどのように見るのが、さらには何のために援助をするのか、南北問題の根源的要因は何なのか、これらの問題を正面から見据えることなく、ODAを技術的にいくら論じてもあまり意味が無いように思える。佐渡島氏があえて「人的問題」を提起されたことは、その意味で評価したい。

私はインドネシアやほかの東南アジアの国でささやかな生活体験を持っている。また、それぞれの国の友人たちとのつきあいもある。そのようななかで感じていることは、個別の歴史や文化の違いの大きさがある一方、他方では、人間的共感はどこにでも成り立つ、というかなり当たり前のことである。

人は貧困から解放されたい、抑圧を跳ねのけたい、人権を相互に尊重したい、民主主義を尊重したい、平和に暮らしたい・・・こうした当たり前の人物として、当たり前のように生きたいとする「普遍主義」は、もちろん程度の差はあるだろうが、個別文化に埋め込まれないだけの強さを持ちうる価値であるとして唱道しうるものではないかと思っている。ただこの当たり前の価値の実現を阻むさまざまな要因がある。それらは、家父長制度だったり、地主制だったり、抑圧的な政権だったり、あるいは軍部独裁政権や軍国主義だったり、人種主義だったり、国際的に押しつけられてきた不利な交易条件だったり、巨大多国籍企業の生産・流通支配の構造だったり、場合によってはODAプロジェクトだったりもする。これら人物として自らを解き放ち、自立することを阻む要因をなくすことに協力することこそが援助のめざすところではないかと私は思っている。経済成長や開発やインフラ建設がそのプロセスのなかに位置づけられることももちろんあるだろう。しかし、はじめから、開発こそ大事、第三世界の人間は

開発には不適合、だから援助が必要との立場をとってしまうのは、どうも「身勝手な援助の思想」ではないかと私は思う。

被援助国の住民が、日本の実施する ODA で、社会経済的あるいは政治文化的な被害を受けてきた事実は山のようにある。その被害の事実は、被援助地域の住民が、当局に訴え出ることもあれば、「お上」を怖れるあまり市民団体や NGO に訴え出ることもある。そのような被援助国住民の苦痛の声は、たまたまそれを仲介するメディアや市民団体の存在によって日本社会にも伝わってくる。伝わらない事例ももちろんある。そうしたことを聞く、被害事実を認める、それが ODA を供与する國の義務であろう。それさえ怠るなら、わたしたちには「援助」をする資格はないのではなかろうか。

5. ODA 実行者の道義的・法的責任

第一審判決は、非自発的移住（立ち退き）とその被害については、援助当事者である日本政府と企業に責任はなく相手国国家・政府が一義的に責任を負うとしている。だとしたら融資に条件を付ける必要はない。それよりも、世銀の業務命令や OECF のガイドラインをそう考えているのか。日本の ODA に責任を持つべきは、被援助国政府だけでなく日本政府（JICA）とそれを実施した企業（東電設計）双方である。それが常識ではないか。

ODA を律する独自の法はない。今のところ ODA は行政組織法に定められた規程があるだけである。

まず、外務省設置法（昭和 26 年法律第 283 号）につぎのような規定がある。

（外務省の任務）

第三条 外務省は、次に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

第一号及び第二号（略）

三 外交政策上の経済協力（技術協力を含む。以下同じ。）の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

（外務省の権限）

第四条 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、条約、確立された国際法規及び法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

（経済協力局の事務）

第十条の二 経済協力局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 経済協力に関する協定に関すること。
- 二 賠償に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。
- 三 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。
- 四 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。
- 五 國際協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。
- 六 國際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

この法律に言う「経済協力」が何であるのかは明らかにされていない。一般的な定義では、経済協力とは、政府開発援助（条件の劣るその他の政府資金による投融資を含む）および対外投資のことであるが、この外務省設置法だけではまったく不十分な規定である。そこで、国会では、政府開発援助に枠組みをはめることがあった。1978年の衆議院外務委員会決議、1981年の衆議院外務委員会決議の二つがある。（強調ゴチックは引用者）

「衆議院外務委員会決議 対外経済協力に関する国会決議 昭和五三年四月五日
南北問題の解決をめぐり、長期的かつ世界的視野から経済協力の果たすべき役割の重要性が国際的に強調されている情勢であるにもかかわらず、他の先進諸国に比べ、我が国の経済協力に対する立ち遅れが際立っている。

かかる現状にかんがみ、政府は左記事項につき適切な措置を講ずるとともに、重大な決意をもって対外経済協力の推進に努めるべきである。

記

一 恒久平和と国際協調を宣明した我が国憲法の精神に基づき、政府は今後五年間に政府開発援助を倍増以上に拡大するため、中期的展望を明らかにし、当委員会に報告するとともに、計画的にその実現に努力すること。

一 政府は、我が国対外経済協力の基本となる原則の確立に努め、その立案にあたっては次の事項を含み、我が国対外経済協力の基本姿勢を明示すること。

(1)経済協力の実施に当っては、主権の尊重、互恵平等、内政不干渉の原則遵守に遺憾なきを期すこと。

(2)経済協力は、協力相手国の経済・社会の発展と民生の安定、福祉の向上を目的とするものであることに留意し、その実施に当っては、不正の疑惑を招くことのないよう十分配慮すること。

(3)今後とも軍事的用途に充てられる或いは国際紛争を助長する如き対外経済協力は行わないよう万全の措置を講ずること。

一 政府開発援助を実施するに当っての政府関係機関による調査報告並びに政府が対外経済協力に関し講じた施策を隨時当委員会に報告すること。

一 経済協力の効率的実施を確保するため、経済協力実施体制の一層の整備改善に努めること。

右決議する。」

「昭和五六年三月三〇日 衆議院外務委員会決議

平和国家に徹することを理念とする我が国は、世界の平和と安定に寄与することを使命とすることにかんがみ、政府は経済・技術協力をを行うに当たり昭和五三年四月五日の本委員会の決議をふまえるとともに左記事項を原則として実施すべきである。

記

一 昭和五六年一月に決定した政府開発援助の拡充に関する新中期目標の確実な実現に努めること。

一 軍事施設等軍事的用途に充てられる経済・技術協力は行わないこと。

一 紛争当事国に対する経済・技術協力については、その紛争を助長するがごときもの

は行わないこと。

右決議する。」

国会で「経済協力は、協力相手国の経済・社会の発展と民生の安定、福祉の向上を目的とするものである」との決議をしていることは重要である。ダムの建設によって、経済・社会の発展がありうるにしても、そのことによって民生の安定、福祉の向上が損なわれたら何もならない。コトパンジャン・ダム建設で援助相手国住民が日本政府と企業を相手に裁判を起こしたことは、そもそも民生の安定も福祉の向上ももたらさなかった証左であるといえる。

一方、旧海外経済協力基金（OECF）については、海外経済協力基金法（昭和三五年一二月二七日、法律第百七十三号）があるが、その第八条には「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する」とある。民法第44条第1項は、法人の不法行為能力等を規定したもので「法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う」とある。コトパンジャン・ダム建設で、非自発的移住を強いられた住民の損害を旧OECF（現JICA）は賠償する法的義務があるのである。

第一審判決は、非自発的移住（立ち退き）とその被害については、援助当事者である日本政府と企業に責任はなく相手国国家・政府が一義的に責任を負うとした。このような論理がなぜ生み出されたか理解に苦しむ。援助はする側と、それを受けける側の共同作業である。たとえば東日本大震災の被害現場で、ボランティアが支援活動を行った場合、支援内容が住民に被害を及ぼしたとしたらその被害については被害を受けた側が責任を持つといえるのだろうか。道義上も日本政府及び企業はODAに責任を有しているのである。

さいごに—国境を越える責任—

ODAはそもそもが越境的な国際行動で、被害住民の問題は相手国の内政問題とする論理は到底受け入れられるものではない。もしそういうならば相手国住民の民意をくみ取りうる政治が前提とされるべきである。

わたしたちは世界に誇るべき憲法を持っている。わたしは、日本が国際協力をする根拠は憲法前文にあると思っている。すなわち「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある。その国際協力が、人びとの暮らしを奪い、土地を奪い、人びとを恐怖と欠乏に陥れたとしたら、それを償うのはわたしたちの義務ではないのか。

参考文献（著者別、あいうえお順）

*アムネスティ・インターナショナル日本支部編『小さな島の大きな戦争』第三書館、1989年。

*朝日新聞「援助」取材版（編）『援助途上国ニッポン』朝日新聞社、1985年。

*ODAA研究会「日本の開発援助における『環境配慮』の強化方策について：NGOからの提言」1989年。

*OECF『環境配慮のためのOECFガイドライン』世界銀行東京事務所『世界銀行ニュース』Vol.3No.20、（1994年7月1日号）

- *外務省『政府開発援助（ODA）白書』（各年版）。
- *外務省経済協力局経済協力評価委員会編『経済協力評価報告書』（各年版）
- *草野厚『ODAの現場で考えたこと—日本外交の現在と未来』（NHKブックス）日本放送出版会、2010年。
- *グレアム・ハンコック著・武藤一羊監訳『援助貴族は貧困に巣喰う』朝日新聞社、1991年。
- *国際協力事業団『国際協力事業団年報』（各年度版）。
- *国際協力事業団企画部地域第一課『経済技術協力国別資料（援助地図）』国際協力事業団、1989年。
- *国際協力研究会編『国際協力ハンドブック』（各年度版）。
- *国際協力推進協会（編）『途上国援助政策調査・評価等研究』国際協力推進協会、1984年。
- *小浜祐久『ODAの経済学』日本評論社、1992年。
- *桜井雅夫『国際開発協力の仕組みと法』三省堂、1985年。
- * 笹沼充弘『ODA援助批判を考える』工業時事通信社、1991年。
- * 鮫島晋助「ケース・スタディ2例」朝日新聞社調査研究室『日本の外交政策』（社内報告 192）、1982年。
- * 下村泰民（編）『ODAの現場で考える』外国為替貿易研究会、1991年。
- * 下村泰民『ODA大綱の政治経済学』有斐閣、1999年。
- * 情報企画研究所編『経済協力・プラント便覧』（各年度版）
- * 鈴木健二『国際派議員と利権の内幕』エール出版、1989年。
- * 鷲見一夫『ODA援助の現実』岩波書店、1989年。
- * 鷲見一夫編著『きらわれる援助一世銀・日本の援助とナルマダ・ダム』築地書館、1990年。
- * 鷲見一夫『ノー・モアODAばらまき援助』JICC出版局、1992年。
- * 鷲見一夫「建設中止の可能性生まれたナルマダ・ダム」『エコノミスト』（1992年8月11日号）。
- * 世界銀行東京事務所『世界銀行ニュース』Vol. 3, No. 20 (1994年7月1日号)
- * 世界銀行東京事務所『世界銀行ニュース』Vol. 3, No. 20 (1994年7月1日号)。
- * 地球の友『国際援助ウォッチ』1994年12月号。
- * 通商産業省『経済協力の現状と問題点』（各年度版）。
- * デニス・T・ヤストモ、渡辺昭夫監訳『戦略援助と日本外交』同文館、1989年。
- * 土井たか子；村井吉敬；吉村慶一（訳著）『ODA改革—カナダ議会からの提言と日本の現状』社会思想社、1990年。
- * 中村洋子「問われる日本の海外援助：東南アジア漁業開発センターの場合」『愛知県立芸術大学紀要』18、65-87、1991年。
- * 日本日本ネグロス・キャンペーン委員会・西川潤（編）『援助と自立』同文館、1991年。
- * 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『日本の公害輸出と環境破壊—東南アジアにおける企業進出とODA—』日本評論社、1991年。
- * フランツ・ヌシェラー、佐久間マイ（訳）『日本のODA』スリーエーネットワーク、1992年。
- * ブリギッテ・エルラー、伊藤明子訳『死を招く援助：バングラデシュ開発援助紀行』亜紀書房、1987年。
- * 福家洋介・藤林泰編著『日本人の暮らしのためだったODA』コモンズ、1998年。
- * 藤林泰・長瀬理英編著『ODAをどう変えればいいのか』コモンズ、2001年。
- * 毎日新聞社会部ODA取材班『国際援助ビジネス—ODAはどう使われているか』亜紀書房、1990年。

- * 松井やより『市民と援助』岩波書店、1990年。
- * 松井やより・R・ルプレヒト編『NGO、ODA 援助は誰のためか—日本とドイツと第三世界—』明石書店、1992年。
- * 松浦晃一郎『援助外交の最前線で考えたこと』国際協力推進協会、1990年。
- * 村井吉敬「”開発”と社会変容：インドネシアの”開発”と抑圧の構造」『平和研究』1984年10月。
- * 村井吉敬「要請主義をめぐって—「援助」のしくみと実態ー」『世界』1986年4月号、152-165。
- * 村井吉敬『誰のための援助？』村井吉敬・甲斐田万智子、岩波書店（岩波ブックレット）1987年。
- * 村井吉敬「“開発”的ための権威主義的官僚政治—インドネシアの新体制に見る」日本政治学会年報『第三世界の政治発展』1988年1月。
- * 村井吉敬『無責任援助大国ニッポン』村井吉敬・ODA調査研究会、JICC出版局、1989年。
- * 村井吉敬『検証ニッポンのODA』村井吉敬（編著）、学陽書房、1992年。
- * 村井吉敬「外務省のODA理念を問う」『世界』（1992年6月号）、315-324。
- * 村井吉敬「民間支援活動とODA—旧き国益観からの離陸—」『軍縮問題資料』第177号（1995年8月）16-21。
- * 村井吉敬「インドネシア；国家と開発と人権と」『国際人権』第7号、1996年6月、52-55ページ。
- * 村井吉敬編著『新版 検証ニッポンのODA』コモンズ、1998年。
- * 村井吉敬『スハルト・ファミリーの蓄財』村井吉敬・佐伯奈津子・久保康之・間瀬朋子、コモンズ、1999年。
- * 村井吉敬「東南アジアの開発と環境問題」安成哲三・米本昌平編『講座地球環境学2 地球環境とアジア』岩波書店、207-233、1999年。
- * 村井吉敬「国際NGOの行方：20世紀システムの破綻と21世紀への模索」『岩波講座世界歴史27 ポスト冷戦から21世紀に』岩波書店、239-258、2000年。
- * 村井吉敬「インドネシアの開発再考—スハルト体制の崩壊と開発ー」（後藤乾一編『インドネシア 摺らぐ群島国家』早稲田大学出版部、59-97頁、2000年）。
- * 村井吉敬「わたしたちの提言：ODA基本法の制定を早急に」藤林泰・長瀬理英編著『ODAをどう変えればいいのか』コモンズ、266-275、2002年。
- * 村井吉敬「地域と余所者の支援」村井吉敬・新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力』（上）コモンズ、227-249、2005年。
- * 村井吉敬『徹底検証ニッポンのODA』村井吉敬（編著）、コモンズ、2006年。
- * 村井吉敬『グローバル化とわたしたち』村井吉敬著、岩崎書店、2007年、pp.1-170。
- * 村井吉敬「グローバルな開発、ナショナルな開発そして紛争：インドネシアから考える」『貧困・開発・紛争』（地域立脚型グローバル・スタディーズ叢書3所収）、上智大学出版、2008年、pp.15-49。
- * 村井吉敬「政官財ODAから地球市民による民際協力へ」藤岡美枝子・越田清和・中野憲志編『脱「国際協力」』新評論、37-61、2011年。
- * 山本剛『日本の経済援助：その軌跡と現状』社会思想社、1988年。
- * 横山正樹『フィリピン援助と自力更生論：構造的暴力の克服』明石書店、1990年。

（欧文、インドネシア語）

* Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project, 1988. "Sagling and

Cirata Hydroelectric Power Projects: Environmental Problems and Mitigations". Bandung: Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project.

* Environmental Defense Fund, Memorandum: Forcible Resettlement in World Bank Projects, January, 1994

* Michael M. Cernea, Impoverishment Risks from Population Displacement in Water Resources Development. Policy and Operational Issues, World Bank Reprint Series: Number 476, World Bank: Washington DC.

* Morse Commission, Sardar Sarovar: The Report of the Independent Review, 1992 OECD/DAC, Guidelines for Aid Agencies on Involuntary Displacement and Resettlement in Development Projects, 1991

* Raymond F. Mikesell and Larry Williams, International Banks and the Environment: From Growth to Sustainability: An Unfinished Agenda, Sierra Club Books: San Francisco, 1992. Pratap Charpterjee, "Secret World Bank document admits mistakes in Indonesia," International Press Service, July, 1995.

SAPS Team for JBIC, *JBIC Special Assistance for Project Sustainability (SAPS) for Kotopanjang Hydroelectric Power and Associated Transmission Line Project in Republic of Indonesia Interim Report*, May 2002 (国際協力銀行 (JBIC) SAPS チーム『インドネシア共和国におけるコタパンジャン水力発電および関連送電線建設事業のための国際協力銀行 (JBIC) の援助効果促進調査 (S A P S) 中間報告書』2002年5月

* World Bank, Resettlement and Development: The Bankwide Review of Projects Involving Involuntary Resettlement 1986 - 1993, World Bank: Washington, DC, 1994 April 8

* World Bank, Operational Directive 4. 30: Involuntary Resettlement, June 29, 1990.

(新聞・雑誌など)

『世界』『文芸春秋』『新潮45』『アジアの友』『A E R A』『エコノミスト』『毎日新聞』『朝日新聞』『東京新聞』『讀賣新聞』『日本経済新聞』『週間タッチ』『週間ポスト』『週間新潮』『サンデー毎日』『週間文春』『朝日ジャーナル』TBS報道特集 『ニュースウイーク』『反核太平洋パシフィカ』『S A P I O』『選択』"Solidarity with Haiti"

村井吉敬履歴・研究業績

氏名：村井吉敬（むらいよしのり）

現住所：272-0813 千葉県市川市中山 1-14-2 tel.047-335-5002

現職：早稲田大学アジア研究機構アジア研究所教授、上智大学名誉教授

1943年 千葉県生まれ

1966年 3月 早稲田大学政経学部卒

1977年 3月 同大学大学院経済学研究科博士課程中退

1978年 4月 上智大学国際関係研究所助手

1979年 4月 上智大学外国語学部専任講師

1981年 4月 同助教授

1988年 4月 同教授

2008年 3月 上智大学退職

2008年 4月 早稲田大学アジア研究機構教授（現職）

専攻：社会経済学、東南アジア社会経済論

所属学会：東南アジア学会、アジア政経学会、日本平和学会（2005年1月～2006年2月
同学会会长）、国際ボランティア学会、日本経済政策学会、社会経済学会

社会活動：

1983年4月 日本ユネスコ協会連盟理事（～1986年）

1984年 3月 ARENA (Asian Regional Exchange for New Alternatives) コーディネーター（～
87年）

1989年 4月 アジア人権基金理事

1998年 6月 アジア太平洋資料センター共同代表（～2004年）

1999-2004年度 日本学術振興会創成的基礎研究「現代イスラーム世界の動態的研究－イスラーム世界理解のための情報システムの構築と情報の蓄積」上智大学代表研究者

2006-2009年度 日本学術振興会 21世紀 COE「地域立脚型グローバル・スタディーズの構築」
上智大学代表研究者

2006年 6月 アジア人権基金共同代表（～2009年）

2008年 5月 APLA (Alternative People's Linkage for Asia) 共同代表
賞

1978年 アジア経済研究所1978年度最優秀論文賞

1995年 毎日出版文化賞特別賞

2007年 大同生命地域研究賞

主要著書・共著・編著・翻訳書

『スンダ生活誌』日本放送出版協会（NHK ブックス、1978）

『現代インドネシアの社会と文化』（共著）（現代アジア出版会、1979）

『赤道直下の朝鮮人叛乱』（共著）（草書房、1980）

『小さな民からの発想』（時事通信社、1982）

『パシコムおじさん：漫画でみる現代インドネシア』（訳）（新宿書房、1985）

『誰のための援助？』（共著）（岩波書店（岩波ブックレット）、1987）

『シネアスト許泳の昭和』（共著）（凱風社、1987）

『アジアと私たち：若者のアジア認識』（共編著）（三一書房、1988）

- 『スラウェシの海辺から』(同文館、1988)
- 『エビと日本人』(岩波書店(岩波新書)、1988)
- 『無責任援助国ニッポン』(共編著)(JICC出版局、1989)
- 『海のアジア史：モノ・ヒト・文化の交流』(共編著)(同文館、1991)
- 『エビの向こうにアジアが見える』(共編著)(学陽書房、1992)
- 『検証 ニッポンのODA』(編著)(学陽書房、1992)
- 『漫画で読む東南アジア』(編著)(筑摩書房、1992)
- 『ヌサンタラ航海記』(共編著)(リブロポート、1994)
- 『アジアってなに?』(編著)(岩崎書店、1995)
- 『アジアとどうつきあうのか?』(編著)(岩崎書店、1995)
- 『越境民主主義時代の開発と人権』(共著)(明石書店、1995)
- 『顔のない国際機関 IMF・世界銀行』(共編著)(学陽書房、1995)
- 『サシとアジアと海世界』(コモンズ、1998)
- 『ナガ族の闘いの物語』(訳)(めこん、1998)
- 『インドネシア：スハルト以後』(共著)(岩波書店(岩波ブックレット)、1998)
- 『スハルト・ファミリーの蓄財』(共著)(コモンズ、1999)
- 『海のアジア』(1~5)(共編著)(岩波書店、2000~2001)
- 『徹底解剖 100円ショップ: 日常化するグローバリゼーション』(共著)コモンズ、2004)
- 『インドネシアを知るための50章』(共編著)(明石書店、2004)
- 『グローバル化とわたしたち』(岩崎書店、2006)
- 『エビと日本人Ⅱ』(岩波書店(岩波新書)、2007)
- 『ぼくの歩いた東南アジア』(コモンズ、2009)
- 『アジア・ヒューマンライツ』(共編著)(梨の木舎、2010年)
- 『アジア学のすすめ 第2巻アジア社会・文化論』(編著)(弘文堂、2010)

主要研究論文

- 「インドネシアにおけるビマス計画と農業労働」村井吉敬、『アジア経済』18(6/7)、
29-50、1977年
- 「インドネシアの民衆生業」村井吉敬、『アジア研究』24(4)、57-82、1978
年
- 「インドネシアの貧困層：西部ジャワの就業構造からみた農村貧困層」村井吉敬、『東南ア
ジア農村の低所得層』アジア経済研究所、115-159、1982年
- 「バンドン—西ジャワ・プリアンガンの町の生成と発展」村井吉敬、『東南アジア研究』
21(1)、28-46、1983年
- Asian Forced Labour (Romusha) on the Burma-Thailand Railway," Murai Yoshinori,
Gavan McCormack & Hank Nelson (eds.), Allen & Unwin, 59-67, 1983
- 「パプア・ニューギニアODA調査日誌」村井吉敬、『土智アジア学』8、93-115、
1991年
- 「日本軍政の政治力学」村井吉敬、矢野暢編『講座東南アジア学第9巻 東南アジアの国際
関係』弘文堂、85-108、1991年

- 「日本軍によりババル島住民虐殺覚え書き」村井吉敬、『上智アジア学』10、110-128、1992年
- 「東インドネシア諸島における伝統的資源保護慣行・サシについての覚え書き」村井吉敬、『社会科学討究』117、95-121、1994年
- 「『持続可能な発展』と日本の選択」村井吉敬、『平和研究』21、6-16、1996年
- 「住民の豊かさと開発」村井吉敬、川田順造ほか編『いま、なぜ開発と文化なのか』岩波書店、177-195、1997年
- 「東南アジアの開発と環境問題」村井吉敬、安成哲三・米本昌平編『講座地球環境学2 地球環境とアジア』岩波書店、207-233、1999年
- 「国際NGOの行方：20世紀システムの破綻と21世紀への模索」村井吉敬、『岩波講座世界歴史27 ポスト冷戦から21世紀に』岩波書店、239-258、2000年
- 「地方騒乱を考える：マルク騒乱の背景」村井吉敬、国際金融情報センター『インドネシア政治・社会・経済の現状と見通し』、78-94、2001年
- 「『大東亜共栄圏』からの独立—インドネシアの戦中・戦後と日本」村井吉敬、『戦争責任研究』、2-9、2001年
- 「地方騒乱・開発・移住—西・中カリマンタン、中スラウェシ騒乱から考える—」村井吉敬、国際金融情報センター『インドネシア・メガワティ政権下の政権運営』115-131、2002年
- 「わたしたちの提言：ODA基本法の制定を早急に」村井吉敬、藤林泰・長瀬理英編著『ODAをどう変えればいいのか』コモンズ、266-275、2002年
- 「インドネシア地域紛争フィールド・ノート：西カリマンタンとポソから」村井吉敬、『法政理論36（3／4）』、24-45、2004年
- 「民族・宗教紛争とグローバル化：インドネシアを事例として」村井吉敬、『RCC Newsletter』3、2-3、2004年
- 「グローバル化の中のインドネシア：スハルト以後の改革・民主化を振り返る」村井吉敬、『AGLOS News』4、24-25、2004年
- 「私たちはなぜ100円ショップを調べたのか」村井吉敬、アジア太平洋資料センター編『徹底解剖100円ショップ：日常化するグローバリゼーション』コモンズ、7-20、2004年
- 「地域と余所者の支援」村井吉敬、新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力』（上）コモンズ、227-249、2005年
- 「マス・ツーリズムとエコ・ツーリズム」村井吉敬、石澤良昭編『アンコール・ワットを読む』連合出版、2006年、387-407
- 「アジアから見た靖国」村井吉敬、中野晃一・上智大学211世紀COEプログラム編『ヤスクニとむきあう』めこん、107-140、2006年
- 「エビ」「人権」「人種・民族紛争」「パプア」「インドネシア経済、日本との関係」（『新版 東南アジアを知る事典』所収、平凡社、查読あり、2008年）
- 「グローバルな開発、ナショナルな開発そして紛争：インドネシアから考える」幡谷則子、下川雅嗣編『貧困・開発・紛争』（地域立脚型グローバル・スタディーズ叢書3）、上智大学出版、15-49、2008年
- 「国と民がせめぎあう海域—水産資源をめぐる海の民バジャウのオーストラリア領海侵犯—」SEEDer, No. 1, 查読あり、2009年、pp. 24-31.1

「アブラヤシ・バナナ・エビと日本－環境を損ねる大量生産－」地球環境学事典、弘文堂、2010年、p.338,339.

「海の東南アジア学の可能性と展望」(早稲田大学アジア研究機構叢書2)弘文堂、2010年、pp.220-243.

「政官財ODAから地球市民による民際協力へ」藤岡美枝子・越田清和・中野憲志編『脱「国際協力」』新評論、查読なし、2011年、9月、pp.37-61.

「アジア グローバル化の風景と地域自立」『ソフィア』第235号、查読なし、2011年、9月、pp.46-59.